

平成27年第4回

置戸町議会定例会会議録

平成27年6月12日開会

平成27年6月15日閉会

置戸町議会

平成27年第4回置戸町議会定例会（第1号）

平成27年6月12日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 推薦第 1号 置戸町名誉町民の推薦について
- 日程第 5 議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第12 同意第 3号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 推薦第 1号 置戸町名誉町民の推薦について
- 日程第 5 議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第12 同意第 3号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒壹	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務課主幹	高木	恭治
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館参与	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中	英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成27年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 前田篤議員及び2番 渋谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。
事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第36号から議案第42号。
- ・ 推薦第1号。
- ・ 同意第3号。
- ・ 報告第6号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第7号。

今期定例会に議案と説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告をいたします。

去る、5月11日招集の平成27年度第3回置戸町議会臨時議会以降に開催されました、北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

5月28日招集の第1回臨時北見地区消防組合議会について、報告をいたします。

本会議開会に先立ち、置戸町、訓子府町の両議会議員の改選に伴う新人議員の自己紹介4名及び理事者の異動に伴う10名の自己紹介があり、その後、議席の指定、会議録署名議員の指名を行い、会期を5月28日の1日間と決定いたしました。

本議会に提案された議件は、議案第1号 監査委員の選任について及び報告第1号 専決処分につ

いての2件であります。始めに、議案第1号 監査委員の選任について管理者より提案理由の説明の
のち、質疑、採決を行い、原案のとおり可決同意されました。次に、報告第1号 専決処分について
損害賠償の額を定め、和解することについて管理者より提案理由の説明報告があり、閉会いたしまし
た。会議の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成27年6月12日、報告者、嘉藤均。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月16日までの5日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの5日間に決定しました。

◎日程第 3 報告第 6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越 計算書の報告について

○佐藤議長 日程第3、報告第6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題
とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第6号は、平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報
告についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第6号について説明いたします。

報告第6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。

平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、平成26年度置戸町一般会計補正予算(第
12号)で、地域住民生活等緊急支援交付金事業として予算措置いたしました、地方創生先行型交付
金事業12事業と、消費喚起生活支援型交付金事業1件の合計13事業につきましては、年度内実施
が困難として繰越明許費の補正を行いました。3月31日に、翌年度会計に繰越、5月31日付で繰
越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものです。

内容につきましては、表に記載のとおり、置戸町住宅改修奨励事業から、置戸町「すくすくギフト」

事業までの13事業となっております。

一番下の欄をご覧ください。

繰越予定の金額及び実際に翌年度へ繰越した金額は同額で、4,396万9,000円。財源内訳につきましては、国庫支出金3,903万6,000円。道支出金、190万円。一般財源は、303万3,000円となっております。

次のページをご覧ください。

同じく、簡易水道特別会計の繰越明許費繰越計算書になりますが、平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）で、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。一般会計と同じく、3月31日に翌年度会計に繰越、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものです。

内容につきましては、簡易水道再編推進事業で、繰越予定の金額は、1億4,000万円でしたが、実際に翌年度へ繰越した金額は、工事請負契約締結後に前金払いとして、5,378万4,000円の支払いを行ったことから、支払済金額を差し引き、8,621万6,000円。財源内訳につきましては、国庫支出金、1,971万5,000円。地方債、6,640万円。一般財源、1億100万円となっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

大変失礼しました。一般財源は、10万1,000円でございます。訂正いたします。

それから、先程一般会計の方でトータルで13事業と申し上げましたが、12事業の間違いでございます。あわせて訂正をさせていただきたいと思っております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第6号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第6号 平成26年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 4 推薦第 1号 置戸町名誉町民の推薦について

○佐藤議長 日程第4 推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 推薦第1号は、本町名誉町民の推薦についてであります。

置戸町名誉町民条例第3条の規定によりまして、次の者を置戸町名誉町民に推薦したく提案するものであります。

住所は、常呂郡置戸町・・・・・・、山本勲氏でございます。昭和17年・・・・・・生まれの72歳でございます。

ご本人の経歴等につきましては、お手元に配らせていただきました推薦第1号の参考資料として詳しく載せてございますが、山本勲氏につきましては、昭和58年から連続7期28年間、置戸町議会議員として、この間、平成7年から4期16年間、町議会議長として置戸町の発展にご尽力されました。長年の自治功労に対するご苦勞に報いるため、本町の名誉町民にご推薦申し上げたいと存じます。よろしくご審議の上、満場のご賛同を得たくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

8番。

○8番 石井議員 この際、動議を提出いたします。

本案に対して、ただいま町長からの提案説明がございましたが、前山本議長につきましては、人柄、功績等を勘案した時、全議員等しく、異論なく認めるものと思います。よってこの際、質疑、討論を省略することを望みます。

○佐藤議長 ただいま、8番 石井伸二議員から質疑、討論を省略することの動議が提出されました。

(1人以上の賛成あり)

○佐藤議長 この動議は、1人以上の賛成がありましたので成立しました。

質疑、討論の省略の動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり、決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、質疑、討論の省略の動議は可決されました。

これから、推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦については、原案のとおり決定されました。

◎日程第 5 議案第 3 6 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第 1 1 議案第 4 2 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

————— 7 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 5 議案第 3 6 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第 1 1 議案第 4 2 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、議案第 3 6 号は、置戸町税条例等の一部を改正する条例であります。議案の内容につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。また、議案第 4 2 号は、置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。議案の内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明申し上げます。

なお、この間のそれぞれの議案につきましては、担当の所管の課長の方から議案の内容についてご説明申し上げます。

〈議案第 3 6 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第 3 6 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第 3 6 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第 1 条 置戸町税条例（昭和 2 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

地方税法等の一部を改正する法律と、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、置戸町税条例につきましても、関係規定の整備が必要なことから所要の改正を行うものです。

改正の内容をご説明しますので、別冊の資料、議案第 3 6 号関係、第 1 条置戸町税条例の一部を改正する条例関係をご覧ください。

左の欄は、税目・改正項目。右の欄は、改正内容となっております。税目、町民税の 1、所得割の課税標準、条例第 3 3 条関係ですが、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税の所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとする改正でございます。

キャピタルゲイン、株式などを売買することで得られる利益ですが、非課税国に出国後、株式等を売却することで、売却益による課税を逃れることを回避するため、所得税においては、課税のため所要の改正を行うこととなりましたが、個人住民税については、所得割の計算に算入しないこととなったため、算入しない規定を追加するものであります。

施行日は、平成 2 8 年 1 月 1 日となります。

続きまして、2 の個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例（附則第 9 条と附則第 9 条の 2）関係ですが、地方税法改正に伴うふるさと納税の申告特例の規定が新設されました。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設としまして、確定申告が不要な給与所得者が、平成27年4月1日以降ふるさと納税を行った分について、納税先が5団体以内の場合に限り、対象団体に対し、申告特例通知書の申請をすることで、確定申告を要せず翌年度の住民税の所得割が減額される手続きの特例が創設されました。

適用日は、平成27年4月1日となります。

なお、条例改正規定はございませんが、地方税法の改正により、ふるさと納税の限度額が引き上げとなっております。改正内容にも記載しておりますが、ふるさと納税のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除される仕組みとなっております。

控除の順番として、①所得税から所定の額を。2番目に、個人住民税の基礎分として、町6%、道4%の計10%を。①、②で引ききれなかった分を、③の特例分として控除するわけですが、控除できる限度額が住民税の所得割額の1割から2割へ引き上げされました。

続きまして、改正項目の3、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）、第9項の追加でございます。

地方税法の改正に伴うわがまち特例対象の追加により規定を新設しております。平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新設されたサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税課税標準の特例措置を、特例率3分の2として追加するものです。わがまち特例の定義につきましては、米印に記載のとおりです。適用日は、平成27年4月1日となっております。

2ページをお開きください。

次に、税目、軽自動車税、改正項目の4、軽自動車税の税率の特例。附則第16条関係でございます。平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じてグリーン化特例として、軽減課税が適用となります。

ア、適用車両につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪以上の新車の軽自動車で、イ、軽減課税の対象年度は、平成28年度限りとなります。ウ、対象者及び経過割合は表のとおりですが、その下の、エ、軽減を適用した場合の税率では、区分の欄、三輪では標準税率が3,900円に対し、25%軽減では、3,000円に。50%軽減では、2,000円に。75%軽減では、1,000円に軽減税率が適用となります。区分の欄、四輪以上、乗用、営業用が標準税率6,900円に対し、25%では5,200円に。50%適用で、3,500円に。75%適用では、1,800円に。乗用自動車では、1万800円が8,100円、5,400円、2,700円に。貨物用、営業用で標準税率3,800円が25%適用で、2,900円に。50%適用で、1,900円に。75%適用で、1,000円に。貨物用、自家用では、5,000円が3,800円、2,500円、1,300円にそれぞれ軽減税率が適用されます。

制度の適用開始は、平成27年4月1日からとなりますが、平成28年度の課税分で軽減税率が適用されることとなります。

3ページをお開きください。

税目、町たばこ税、改正項目5の、たばこ税の税率の特例。附則第16条の2関係でございますが、旧3級品（専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこですが、特例税率を段階的に廃

止するものです。現行は、1,000本あたり、2,495円ですが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までは、1,000本あたり、2,925円。平成29年4月1日から平成30年3月31日までは、3,355円に。平成30年4月1日から平成31年3月31日までは、4,000円に。平成31年4月1日以降は、1,000本あたり、5,262円に引き上げとなります。

また、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不正利得を防止するため手持ち品課税を実施するよう規定の整備も行ってあります。

以上の経過規定を附則に新設しております。施行日は、平成28年4月1日となります。

続きまして、その他の改正でございますが、改正項目6、番号法改正に伴う個人番号等の規定の整備でございます。個人番号制度は、導入されることに伴い、個人番号及び法人番号に関する文言をそれぞれの規定に追加するものです。対象となる条項は、改正内容に記載のとおり、第2条、用語の規定から附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の条項まで、13の条項となります。施行日は、番号法の施行日となっております。

4ページをお開きください。

7、地方税法改正に伴う適用期間等の改正でございます。附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の期間延長ですが、所得税における住宅借入金等特別控除の適用が、平成31年6月30日居住開始分まで延長となったことから、個人住民税においても適用年度を平成39年度を平成41年度に。入居開始年を平成29年から平成31年にそれぞれ延長するものです。

附則第11条は、固定資産税の負担調整措置が前回同様、3年間延長されたことから、見出し中、平成24年度から平成26年度とあるのを、平成27年度から平成29年度に変更するものです。附則第11条の2は、固定資産税の据置年度における下落修正措置の延長に伴う年度の改正です。本年度は、評価替えの年になりますが、平成28年度と平成29年度は、評価替えが据え置かれる年となります。しかし、町内における一定の面的広がりをもった地域の地価に下落が生じた場合に、平成28年度と平成29年度に限り修正を行うことができるよう、年度の改正を行うものです。

附則第12条、住宅等に対する固定資産税の特例として、負担調整措置が前回同様3年間延長されますが、宅地につきましては、税負担の上昇幅を本来の税額の5%を上限とする抑制措置が。商業地につきましては、宅地同様、本来の税額の5%を上限とする抑止措置や課税標準額を評価額の70%に引き上げること。前年度課税標準額の水準が、評価額の60から70%にある土地は、課税標準額を前回同様に据え置く措置を。平成27年度、平成28年度、平成29年度に適用するものです。

附則第13条は、一般農地に対する負担調整措置の3年間延長でございます。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の3年間延長でございます。

適用日は、平成27年4月1日となります。

5ページをお開きください。

8、法律等の改正規定に伴う条項整備ですが、第23条の改正は、同条に規定する公共施設の定義を法人税法第2条第12号の18から、地方税法292条第1項第14号に変更するものです。施行日は、平成28年4月1日となります。

次の、31条の改正ですが、地方税法第2条第16号と地方税法第2条第17号の2に規定する、金額の定義が地方税法第292条第1項第4号の5に規定されたことから整理を行うものです。また、

4項として、法人町民税の均等割の税率適用区分の基準の見直しが追加されております。資本金等の金額が、資本金と資本準備金の合計額、または、出資金の額に満たない場合は、法人の区分に規定する資本金等の金額ではなく、資本金と資本準備金の合計額、または、出資金の額で均等割を計算する規定でございます。適用日は、平成27年4月1日となります。

次の、36条の3の3の改正規定は、所得税法改正の条項のずれによる修正でございます。

施行日は、平成28年1月1日となります。

第48条と第50条の改正は、法人税法の改正に伴う条項修正でございます。

第57条と第59条の改正は、地方税法第348条第2項第10号の10の追加がありましたので、条項を修正するものです。

同号の内容ですが、児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が、同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産税について、固定資産税を非課税とする特例措置でございます。

第57条は、非課税の適用を受ける者がすべき申告について。

第59条は、非課税の適用を受けなくなった固定資産税の所有者のすべき申告について規定をしております。適用日は、平成27年4月1日となります。

附則第4条につきましては、法人税法改正による条項のずれによる修正でございます。

施行日は、平成28年4月1日となっております。

次のページをお開きください。

附則第10条の2は、地方税法において、わがまち特例の対象項目が追加となったことから、条項のずれを修正するものでございます。

本町では、わがまち特例の規定は、9項目となっております。

適用日は、平成27年4月1日となります。

9番目の文言整理ですが、条例第71条と第139条の3を記載のとおり修正するものでございます。適用日は、平成27年4月1日となります。

続きまして、7ページ、議案第36号関係。第2条置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係をご覧ください。

平成26年6月改正の附則第16条の規定ですが、先程ご説明をした、軽自動車税のグリーン化特例について、規定が新設されましたので附則の修正を行うものです。なお、別冊議案第36号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご参照をお願いします。

本議案にお戻りください。

本議案を3枚めくっていただき、右のページをお開きください。

附則の規定が書いてございますが、附則でございますが、附則第11条は、先程改正項目でご説明した、施行期日を規定しています。下から、4行目の2条につきましては、町民税の改正に係る経過規定を。次のページをご覧ください。下から10行目の、第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を。右のページ、上から12行目、第4条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を。第4条から9行下の第5条につきましては、町たばこ税に関する経過措置を。4枚お開きください。議案の最終ページとなりますが、下から9行目の第6条は、特別土地保有税に関する経過措置を。

下から4行目の第7条は、入湯税に関する経過措置につきまして規定をしております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

〈議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本改正の改正内容につきましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、これと整合性を図るため関係規定を整備するものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険の状況につきまして少しお話をさせていただきます。

議案第37号説明資料、1ページ、平成27年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。

上の表、左から2番目の欄、本年度の総所得金額の合計は、昨年に比べ約8,570万円増の、12億2,400万円となっておりますが、所得階層で見ますと、左の欄、所得階層0円の世帯が全体の24%。0円から200万円未満の世帯で、全体の73%を占めており、昨年同様、国保加入者のほとんどが低所得者である状況は変わりません。また、1,000万円以上の世帯が昨年に比べ9世帯増の30世帯となり、農業所得者の所得が増えたことにより、所得が押し上げられた状況にあります。その下の表、課税基本情報の表をご覧ください。左の項目欄、所得割課税標準は、先程ご説明したとおり、増額となっておりますが、世帯数、被保険者数共に前年より減少しております。その下の表、軽減世帯情報ですが、左の項目の欄、下から2段目、軽減世帯数と、その下の軽減被保険者数は、前年に比べ減少しておりますが、軽減制度の拡充に伴い、被保険者総体に対する軽減対象世帯数は、前年より増えている状況にあります。次に、給付の状況ですが、資料がございませんが、保険給付費全体で前年比2,500万円の減。交付金等の交付額は、ほぼ予算どおり確保できたことから、800万円ほど繰越をする見込みとなっております。このように、所得の増加に対し、給付が前年より下回った状況であることから、平成27年度は、税率改正を行わず、保険運営を行う旨、国保運営協議会にお諮りしたところ、そのように取り扱うべきとご意見を頂きましたので、地方税法の改正となる部分のみを本議会で提案するものでございます。しかし、昨年同様の税率で収入見込額を積算したところ、予算に対し800万円ほど不足額を生じます。本年度の交付金の交付状況や保険給付の状況にもよりますが、保健師との連携により、給付の抑制に努めて参りますが、予想できない疾病の増加には、基金を活用し対応して参りたいと考えております。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明をしますので、議案第37号説明資料、2ページ、平成27年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。初めに、改正項目の1は、課税限度額の改正です。国において、課税限度額超過世帯の割合を全体の1.5%に。段階的に近づける方針により、昨年に引き続き引き上げを行うものでございます。

改正内容の1、課税限度額の引上げの表、区分の欄をご覧ください。国民健康保険税は、医療分、

後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの内訳でご負担頂いておりますが、基礎課税分、医療費に対応する分でございますが、課税限度額を51万円から52万円に。後期高齢者支援金等に対する分を16万円から17万円に。介護納付金に対応する分を14万円から16万円に改正するものです。続きまして、改正項目の2は、減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、5割軽減と2割軽減を拡充するものです。

改正内容の2、低所得者に対する軽減措置をご覧下さい。①5割軽減の拡充につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乗すべき金額を、24万5,000円から26万円に改正。②2割軽減の拡充につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乗すべき金額を、45万円から47万円に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては、現行どおり変更はございません。

続きまして、3、施行期日の一部改正でございますが、国からの通知により附則の施行期日の一部を、平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めるものです。

別冊の議案第37号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3条 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する規定。

附則第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第14項の改正規定、平成28年1月1日。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

〈議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第38号についてご説明を致します。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号保険料軽減強化に関する介護保険法の改正が行われたこと及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部改正において、具体的な軽減に係る基準が示されたことにより、置戸町介護保険条例の一部を改正するものであります。別紙の議案第38号説明資料、裏の面になりますが、所得段階別第1号被保険者に係る介護保険料比較表をご覧いただきたいと思います。

介護保険法等の改正に伴う公費負担による低所得者対策の強化によりまして、65歳以上の第1号

被保険者の介護保険料は、第1段階の生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得の金額の合計が80万以下の低所得者を対象に致しまして、変更前の第6期計画軽減前の基準に対する割合50%を45%に軽減致しまして、保険料月額210円減の1,890円に。年額2,520円減の2万2,680円に保険料を軽減するものであります。なお、第5期に対しての保険料につきましては、月額で190円。年額で2,280円の増額となります。

本議案にお戻りいただきたいと思えます。

置戸町介護保険条例（平成12年3月16日条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず22,680円とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の置戸町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

なお、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

〈議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第39号について説明を致します。

議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度置戸町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,636万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,179万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正について説明致しますので、別冊の平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時00分から再開します。

休憩 10時39分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。事項別明細書、10ページ、11ページ。

歳出。4款衛生費、1項保険衛生費。簡易水道特別会計繰出金に要する経費から。

地域福祉センター所長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(1号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第40号について説明を致します。

第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1条の歳入予算の補正につきましては、別冊の平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により説明を致しますので、事項別明細書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思ひます。

(以下、記載省略。平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(1号)。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第41号の説明を致します。

議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,910万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出補正予算につきましては、後程、別冊の平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明致しますので、2ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。今回の地方債の補正は、後程、歳入予算で説明致しますが、簡易水道整備事業に係る地方債の補正です。当初限度額は、5億2,560万円としておりましたが、事業執行による事業費の増額に伴い、2,320万円を増額して、5億4,880万円に変更いたすものです。なお、起債の方法、利率、償還方法の変更はありません。

続いて、第1条の歳入歳出予算の補正について説明致しますので、別冊の平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第42号について説明致します。

議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

本文中「2. 産業の振興」の(3)計画の表に別紙の事業を追加する。

今回の過疎計画の変更についてですが、平成27年度当初予算で一般社団法人おけと森林文化振興協会出損金2,500万円の財源として、過疎対策事業債を見込んでおりますが、適債事業として4月の本申請時に認められ、その後、北海道との協議が整いましたことから、過疎計画の変更を行うため議会の承認を求めるものです。

次のページ、過疎地域自立促進市町村計画(変更)の表をご覧いただきたいと思います。

過疎計画本文の12ページ、40行目になりますけれども、2. 産業の振興、(7) 商業のその他に、一般社団法人おけと森林文化振興協会出損金並びに事業主体に置戸町を加えるものです。なお、別紙で議案第42号説明資料、過疎地域自立促進市町村計画参考資料(変更)をお配りしておりますが、過疎計画の付属書類として作成をしております、参考資料の内容変更につきまして同様に記載しておりますので、後程、ご参照頂きたいと思っております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第36号から議案第42号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 同意第 3号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第12 同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第3号は、置戸町教育委員会委員の任命についてであります。

本町教育委員会委員 澁谷恒壹氏は、平成27年3月27日付をもって退任されましたので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります。住所は常呂郡置戸町字雄勝502番地の5。氏名は河野智子氏でございます。生年月日は昭和41年4月12日生まれで、現在満49歳でございます。

河野智子氏の略歴等について申し上げたいと思います。昭和60年3月に日高管内の北海道静内高等学校を卒業され、平成元年3月には、青森県にあります弘前大学の農学部を卒業されたのち、同年4月より、小樽市にあります株式会社北一硝子に入社されております。その後、平成3年5月より、本町の地遊人の一人として置戸町に居住されました。平成4年12月に雄勝2で農業を営む河野義文さんとご結婚され、現在21歳になられます娘さんを筆頭に、1男2女のお子さんがいらっしゃいます。

置戸町における公職等でありましたが、平成19年の4月から現在まで置戸町立図書館協議会委員を務められているほか、平成14年には青少年育成推進委員会委員、平成20年には置戸町まちづくり基本条例策定委員、平成22年には置戸町行政改革推進委員会の委員を務められております。その他の役職では、平成13年より図書館ボランティアであります、ありんこの手の一員として、また、平成21年からは会長として、布で作っております絵本の製作等を会の方々と一緒になって行っております。社会全体の急速な変化の中、地域の発展を支える基盤として、改めて教育の重要性が認識されている今日ではありますが、新しい考え方に加えまして、女性の目線など積極的なご意見あるいは生の声を教育行政に反映していただけるものと期待をしているところではあります。ご賢察のほど賜りまして、任命の同意についてよろしくお願いを申し上げ提案とさせていただきます。

○佐藤議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第13 報告第7号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第13 報告第7号 例月出納検査の結果報告について事務局長から報告させます。
事務局長。

○田中議会事務局長 監査委員が平成27年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。
報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日6月13日、明後日6月14日は置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、明日6月13日、明後日6月14日は置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会となります。

次の議会は、6月15日に議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時33分

平成27年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成27年6月15日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第10 意見書案第3号 安全保障法制の慎重審議を求める要望意見書
- 日程第11 意見書案第4号 環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める
要望意見書
- 日程第12 意見書案第5号 雇用の安定を求める要望意見書
- 日程第13 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第10 意見書案第3号 安全保障法制の慎重審議を求める要望意見書
- 日程第11 意見書案第4号 環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める
要望意見書
- 日程第12 意見書案第5号 雇用の安定を求める要望意見書
- 日程第13 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	壹	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員	
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員	
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務課主幹	高木	恭治
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館参与	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中	英規	議事係長	尾俊	輔
臨時事務職員	中田	美紀			

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 高谷勲議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・意見書案第3号から意見書案第5号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、先日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長にご質問をしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いしたいと思います。国は、昨年12月の閣議決定を得まして、各市町村に対して人口減を踏まえた地域活性化策の指針となる、地方人口ビジョンと総合戦略を策定するようになっておりますが、地方創生の主役は自治体であり、知恵を出して取り組み、人口減少に歯止めをかけるためには、単に従来の延長線上の施策や事業を継続するのではなく、雇用の創出、移住、交流促進、結婚、出産、子育ての対策、小さな拠点や地域の特性に応じて取り組みを進めることが対策であります。このような中で、置戸町として今後スケジュールをどのようにしていくのか。あるいは上乗せ分の交付金の期限である8月を目途に進めているのか。あるいは5カ年計画の地方総合戦略として今年中に策定するのか、お伺いいたします。また、策定に向けて町民の意見の反映の場を設けるのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということでのご質問であります、今まさに、国と地方が一緒になってこの人口減少に歯止めをかけなければならない大きなテーマを国も、そして地方も同時進行的に大きな課題として抱えている問題であります。そうした中から、昨年の11月に、まち・ひと・しごと創生法が成立したわけであります。それだけ大きなテーマでありますから、置戸町議会議員の皆さんにおかれましても、小林議員の他にもたくさんご質問したいという内容だろうというふうに思います。そうした意味では、小林議員が代表するような形でのご質問かなというふうに思います。しかし、この法律については、私共としても議員協議会等を通じてお話ししてきましたし、またいろんな機会を捉えてお話ししてきておりますので、この法律の内容といたしまして、中身について特に触れることはしませんけれども、現時点における置戸町としてのこれらの取り組みについて答弁をさせていただきたいと、このように思います。

当然ながら置戸町においても、置戸町の人口ビジョン、そして地方版の総合戦略の策定に向けて、4月より町づくり企画課を中心に作業を進めているところであります。地方版の総合戦略の策定にあたりまして、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策の立案を行うということが求められているわけでありまして、それには前段の作業として、人口ビジョンが重要な基礎ということになります。今後、目指すべき将来の置戸としての方向、あるいは人口の将来展望というものを示しながら、現在、各種データの集積と、これまでの人口変動要因ということがいろいろあるんでありますが、これらの分析等も作業として今進めているところであります。

ご質問の、策定に向けたスケジュールであります、作業手順としては、今少し触れましたけれども、人口分析あるいはこの人口の推計等から将来展望する人口の目標、これらを設定していくようになるというふうに思います。そうしたことから将来展望の実現に向けた各種の施策というものを検討していくというふうになるだろうと、このように思います。現在、役場の内部におきまして、私も含めてであります、管理職による町内プロジェクトチームを設置いたしまして、この人口分析に基づく将来展望の原案というのを、まだ入口の段階であります、検討に入りつつあります。7月を目途に作成をしたいというふうに思っております。

次に、あとの作業ということになってきますが、9月から11月に予定しておりますが、町民あるいは産、官、学、金、労、言、6つですか、申し上げましたけれども、いわゆる産業界、それから行政、大学、そして金融機関、労働団体、そして言論界等の各界の皆さん方からなる有識者会議というものを開催したいというふうに思っています。まだ具体的にどこの大学の先生あるいは金融機関、また、言論界をどこにするのかというのはまだ決めておりませんが、そうした有識者の方々にも集まっただいて、今申し上げたような作成に取り掛かっていきたいと、このように思っております。

また同時に、置戸町の自治連主催で毎年開催しております地域懇談会、これらとは別にこの問題についての集まりといたしまして、懇談会を開催したいと。そうした中で広く町民の方々のご意見を受けていきたいと、このように思っております。以上の経過といたしまして、そんなことを経ながら12月までに総合戦略の素案というものを作成するという予定を立てております。

当然ながら、議員の皆さん方におかれましても同時にご意見あるいは願わくば具体的なご提案もいただければなど、そんな思いの中で最終調整を行って、置戸として年度内にこの総合戦略と、置戸と

しての地方版総合戦略を作っていきたいと、このように思っております。

なお、本年度の上乗せの交付金のお話がありました。いわゆる、地方創生先行型と言われているわけですが、8月までの提出期限ということになっております。事業分野あるいは仕組み、また先駆性等が問われるわけですが、これまでのスケジュールの中では、事業の詳細を決めていくのは難しいという判断をしております。この上乗せ交付金については、全国で300億円というふうにも言われております。都道府県と地方に対する配分といたしましうか、そういうことを考えますと、1,000万円から3,000万円ぐらいのお金になるのかなという感じはしますけれども、そのお金についても少なからずというよりは、非常に気になるころでもあります。

しかし、この置戸は、これまでの10年間の総合計画というのを立てて、そして、それを中心に町づくりを進めてきました。現在の第5次の総合計画は、後期の計画に今年入っております。当然ながら、その総合計画との整合性というものも考えていかなければならないというようなことも当然ながらあるわけでありまして、そうしたことも含めて、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版の総合戦略にあたって、もちろんお金のこと、交付金のこと、重要でありますけれども、後々禍根を残さないように計画そのものの内容についてきちっと作っていく責任があるだろうと、そのように思っております。従いまして、本町の総合戦略につきましては、5カ年計画の総合戦略ということで作業を進めていきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 中身をいろいろ説明いただきまして、ありがとうございます。最近、東京都だとか埼玉の関係で、いろいろ国の方から提案が新聞紙上で出されておりますけれども、今後10年か15年の間に東京都含めて、非常に高齢化が高くなるというようなことも言われてますが、それを北海道の方に年寄り向けのというような、移住っていうんですか、そういうことも含めて、我々が考えているようなことと違うような国がラッパを吹いているというようなこともございますけれども、非常にある意味では迷惑なことかなという感じがしています。その辺についても、もうちょっと町長の独自の考え方もあると思いますけれども、その辺についてはどう思うか、お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お答えしたいというふうに思います。議員の方からお話がありましたように、東京圏の高齢者の移住提言ということで、6月5日だったと思いますが道新に記事が載っておりました。

実は、今月8日に、東京23区の代表の区長さん、3人見えました。それと、私共町村会、それぞれ14人の町村会長いるんですが、14人の道内の町村会の会長と23区の代表の方と東京の方でこの問題について、この問題ばかりじゃありませんけれども、広い範囲の中で東京と地方との連携について意見交換する時間がありました。その時に、実は私の方から、今議員からおっしゃられたことについて、東京23区の代表の方のこの考え方について、あるいは想いについて、どこにあるのかということをお聞きしました。新聞に載っていたのは、この民間団体の日本創生会議の座長であります増田元総務大臣が座長になっているわけですが、ここでの提言ということで出された問題であります。そのことについて23区の区長さんの思いや考えというものをお聞きしたんですが、この会長さんがおっしゃっていたことを言えば、決して自分たちの父親や母親を老後遠くの方の施設に入れるということについては、自分たちの気持ちの中では、それはいけないというよりも、そんな親

不孝なことではできないというのが率直な気持ちだというふうに申されておりました。そうした中で、そうはいっても現実的には、介護施設が13万人分不足しているという、この現実を考えた時に、東京でそういう施設を建てるというのは非常に難しい状況にあると。したがって、先程申し上げました、その日本創生会議が申し上げているのは、全国的に見た時に、そういう施設対応ということについていえば、地方の方がより余裕があると。それで地方の力を借りたいというのが率直な意見のようであります。しかし、人には今まで生きてきた歴史があるわけですし、親子関係で言えば当然ながら、親に育ててくれたという、親に対する畏敬の念も当然ながらあると思います。そんなことから考えての、そんな親不孝なことはいえないということをおっしゃったというふうに思います。全くそのとおりだと思います。

同時に、地方から見た時に、それじゃあどうなのかというふうに思います。もちろん東京都を中心にして都市近郊がそういう状況にあるということも私共認識しておりますから、それに対して力を貸せるものがあるとするならば、力を貸すということについては何の問題もないというふうに思います。しかし、これには施設を充実する、特に建設をし、そしてその施設を運営していくには人の人的な問題もあるわけでありまして、そうしたことに對して国が積極的に支援をする、そうしたものが前提になれば、地方もそう簡単には分かりましたということにはならないだろうというふうに思います。これも現実だと思います。そうした意味では、国と地方とのこうした問題についてのやり取りというのは、これからも非常に厳しいやり取りといたしまししょうか、そういうことが出てくるだろうというふうに思います。

先程、この特別区の区長さんの代表の方がおっしゃっておりましたけれども、今現実的には、東京の近郊にあります、埼玉だとか山梨だとかっていうお話が出ておりました。そういう施設に入ってもらっているというお話もありました。しかし考えてみますと、今申し上げました埼玉、山梨ってというのは、電車に乗れば1時間か1時間半乗れば都心に来るわけでありまして。そうした意味では、北海道にも余裕あるところが、函館をはじめいくつか挙がっておりましたけれども、23区の少なくともこの代表の方の言葉を借りるならば、北海道もあればって感じが、私は率直に言って受けました。ですから、都心ではなかなか難しいけれども、限りなく東京に近いところの府県にそうした力を貸してほしいといたしまししょうか、そうした期待はあるように思いました。

それと同時に、杉並区はもう30年前くらいに静岡県南伊豆町、ここに特別養護老人ホームを、どれぐらい負担の割合があるのか分かりません。細かいことは分かりませんが、南伊豆町に特別養護老人ホームを建設するんだけれども、その時に杉並の高齢者の方をそちらの特別養護老人ホームに入れてもらうようなことも今協議を進めていますというお話がありました。しかし、これは今単に始まったということではなくて、30年以上も前に障がい者の施設というふうに言われていたと思うんですが、その施設をこの静岡県南伊豆町の方に杉並区として建てたという経緯があったようであります。従いまして、30年に及ぶ南伊豆町と杉並区の間での繋がりといいたしまししょうか、そういうことがあったから今回のような特別養護老人ホームの建設にあたってやり取りが出てきたということでありまして、突然、何て言いたしまししょうか、地理的にも良いところだとか、気候的にも恵まれているところだからということで、そこに突然手を挙げてどうでしょうかという議論とはちょっと違うということもおっしゃっていました。これも私はそのとおりだと思います。やっぱりそういうものを建設

し、また自分の地域に住んでいる高齢者の人たちをそちらの方に行って生活をしてもらうには、やはりその町と一定程度の付き合いが、長い付き合いがあって初めて信頼というものがそこには成立してくるだろうと。従って、施設建設にあたってもそうしたことがベースにならなければ、なかなか簡単なことではないんじゃないかと、こういうふうに思います。

これは、東京サイドから見た話を申し上げましたけれども、逆に地方から考えた時に、率直に言って、これからのまちづくりに若い人達のパワーというものを期待したいというのも、率直に言ってあると思います。そうしたことも含めて、しかし一方では、間違いなく高齢社会をこれからどんどん迎えていくわけでありますから、それを地方だけの問題として、置戸の町だけの問題として考えていいのかっていうことになりまして、これは先程も申し上げましたように、やはり単に地方に余裕があるからというだけでこうした問題を考えるというふうには、ちょっと無理があるんじゃないかと。もう少し、国も地方の現状ということもきちっと認識する中で、国と地方とまさにこうした問題について胸襟を開いて議論して考えていく必要があるだろうと、このように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 今、新聞紙上で賑わしていると思いますけども、いろいろ見てみますと、国の一方的な押し付けみたいなのがすごくあるなという感じがするんですよ。これは、平成の合併が終わって、言ってみれば、また更に合併を進めるのかなと。これは、新聞にも書いてありますけども、集中と権力のものでないかというふうなことで、危惧する面ももちろんありますけども、それに全部が乗っかるわけではないでしょうけども、その辺も多少危惧しながら事業を進めていってほしいなというふうに思います。私の意見はこれで終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 地方創生の法律をつくるにあたって、国の方からいろいろお話っていいでしょうか、コメントもありましたから、議員もご承知のとおりだと思います。

やはりこの状況の中でいけば、特段の政策っていうか手立てを講じなければ、日本の1億2,700万人いる現在の人口が限りなく1億人になってしまう。そして、1億人切って8,000万台になってしまうと。そうしますと、国としての成り立ちというものを当然ながら日本の政治を司る国会議員の人達が心配するということは当然のことだと思います。従いまして、地方にそういう状況をお話ししながら地方にもそうした状況を打破するための力を貸してほしいというのが国の想いだと思います。当然のことだと思います。しかし、国のそうした課題があるのと同時に、地方にもいろんな多くの課題も抱えているというのが実態であります。しかも、財政的に言えば、どんどん交付税をはじめとして地方に分配されるといいでしょうか、おりてくる財源というのが非常に小さくなってきております。そのことを私共は心配するわけでありまして。

この中央自立圏構想というものも一時話題になりました。今も消えているわけではありません。消えているわけではありませんけれども、こうした問題も国としては当然あると思います。あると思いますけれども、この地方自治のあり方だとか、市町村がどういう形で存続することが地域住民にとって本当にいいことなのかということもきちっと検証していく必要があるだろうというふうに思います。人口が減っているからとか、お金がないからというだけで今日まで作り上げてきた日本の地方自治というものがないがしろにするわけにはいかないというのが私共の想いでありまして。

○佐藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、町長に1件と教育長に2件の質問をいたしたいと思います。

まず最初に、町長にお伺いいたします。再任用制度の運用と人材確保についてということでございます。

再任用制度につきましては、平成24年6月の定例町議会で私の方から実施に向けて一般質問をしたところでございます。町長からの答弁では、制度の運用については非常に厳しいというような答弁をいただいて、今日まで再任用制度については運用されておりません。今回の再任用制度の運用についての質問の趣旨につきましては、平成12年の退職共済年金の改正に伴う報酬比例分の支給開始が段階的に引き上げられ、退職後、無収入期間が生じないよう雇用と年金の接続を図るためのもので、総務省におきましても国家公務員に準じ、地方公務員におきましても、必要な措置を講ずるよう都道府県を通じ、各市町村に周知されたものと私は認識しております。

そこで、この総務省からの通知文の内容につきましては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げる、このことに伴いまして退職後、公務員が無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図ると共に人事の新陳代謝を図り、また、組織力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくため、当面この定年退職される職員が公的年金の支給開始に達するまでの間、希望する職員については再任用をするものとする、そういった総務副大臣からの通知文でございます。

本町におきましても、毎年60歳で定年退職者が毎年数人ずつ生じておりますが、現状では退職された職員の方については、再雇用として作業員就業規則に基づき各職場に臨時職員として配置しているのが現状であるかと思えます。これから、どんどん年数が経過していきますと、段階的に退職後の無収入期間が3年ごとに引き上げられていきますので、現在の公務員の60歳の定年の延長が図られない限りにおいては、この再任用制度の運用が必須ではないかと私は思っております。従いまして、また定年退職者の経験あるいはその能力を十分に職場の人材として、人材のための確保あるいは組織力の全体の維持あるいは職員個々の仕事に対する意欲やモチベーション、そういったものを高めるためにも、その観点からも再任用制度の導入を早急に検討して今後図っていくべきであると思っておりますが、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 再任用制度の運用と人材確保についてというご質問であります。議員の方からいろいろ触れられましたけれども、平成25年3月に総務副大臣の方から、私共に対して要請あるいはこの再任用制度の条例化、こうした問題についていろいろとございました。また、議員の方からも定例議会における条例化の問題についてのご質問もいただきました。

総務副大臣からの要請内容については、平成25年度以降、公的年金支給開始年齢が、段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴って、無収入期間が発生しないように、雇用と年金との接続を図りなさいというのが総務副大臣の要請内容でありました。同時に、この人事の新陳代謝を図りながら組織の活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくための再任用制度について、地方公務員にも必要な措置を講ずるよう要請をするというようなことが、平成25年3月に当時の総務副大臣が地方自治体の方に要請してきた内容であります。また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法

律というのがあるんでありますが、この一部が平成25年4月1日に改正されまして、民間企業におけることもこの中には含まさっているわけではありますが、この民間企業の8割以上は、定年年齢の引き上げではなくて、継続雇用制度、つまり定年退職者の再雇用と年金の接続に対応しているというのがこの法律であります。

そこで、本町の場合であります。ご承知のことと思いますが、これまで再任用制度を適用させておりません。以前の議員のご質問にもお答えをさせていただいておりますけれども、いくつか悩みがあるんだっていうことを申し上げました。一つは、この再任用ということになりますと、定数内の職員になるということでもあります。もう一つは、勤務時間など勤務形態の選択ということが出てきます。月曜日から金曜日までの5日間というのが、選択制でありますからいろいろ要望があると思います。1週間の中で自分は3日間にしたいとかっていう話もあると思います。それをどこまで聞くかということはあるんですけど、そういうような勤務時間あるいは勤務形態の選択制ということがこれにはあるということでもあります。もう一つは、どこに職員をどういう形で配置をしていくのか。配置の職種という問題もあります。

今、3つ申し上げましたけれども、非常に難しいというふうには言わざるを得ません。特に、置戸町のような小さな自治体におければおくほど大変運用しづらいというのが、この再任用制度の問題であります。また、当然ながら定数内の職員ということになりますので、新規採用者を控えざるを得ないということが当然出てきます。人事の活性化あるいは将来の職員構成にも影響していくという心配も率直に言っているからであります。このようなことを考慮して本町では、定年退職者を一定期間雇用する再雇用制度の実施によって長年培ってきた多様な専門的な知識あるいは経験というものを活かして職場における、そうした中での活用できる専門員として配置しているわけでもあります。そのことによって、無収入期間が発生しないように努めているということでもあります。支給している月給は、ご承知のように18万円であります。この金額が安いのか高いのかっていうのは、それぞれ意見はあるというふうに思います。しかし、私は今置戸町における全体的なことでもあります、役場の中、この屋根の下だけのことじゃなくて、置戸町における全体のことを判断する中で18万円で働いてもらっています。個人的にどうかっていうと、18万円という金額は、決して高いというふうには思っていないんですけど、そういう金額で働いてもらっているところでもあります。そうしたことから、当面は再雇用制度によって人材の確保の方法で進めていきたいと、このように思っております。

再雇用で定年後の方の役場の中で働いてもらうということと、将来に向けて、まちづくりの文字通り中心になって働いてもらわなければならない新しい職員との兼ね合いというのは、いつも大きな課題としてもっております。新規採用の問題についていえば、採用の計画を立てている、これに基づいてやっていく必要があるだろうというふうに思います。今後、当然ながら益々高齢化あるいは少子化が進む社会でありますので、労働環境あるいは年金の問題などは国としてもしっかり法整備をした中で進めていってほしいなど、そのように望んでいるところでもあります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 町長の今の回答ですと、当面は、再雇用制度でこのまま運用していくというお話でございました。

この再任用制度っていうのは、いずれにせよ共済年金の支給開始年齢の改正に伴いまして何回かこ

ういったことで議論されているところでございます。今回の総務副大臣からの通知につきましては、あくまでも報酬比例部分の支給年齢までの引き上げについての再雇用についての各自治体、それらについて要請というか、そういう通知があったところでございます。それで基本的には、このものは最終的には65歳までに段階的に引き上げられて、65歳にならないと最終的には年金支給にならないということで、その繋ぎのためということでの今回の改正でございます。

それで言っているのは、いきなり退職者が65歳まで、すぐに再雇用しれというそういう制度ではなくて、段階的に繋ぎの部分、報酬比例分が支給開始になるまでの間の任期制ですね、その制度を活用してはどうかという国の一つの通知ってというか要請でございます。これは当然、国家公務員については、別な形でも出ておりますし、これに合わせて閣議で決定している部分もあるんですけど、基本的にはそういう意味で、いずれにせよ65歳までに、あと6、7年すれば平成34年度になりますと、最終的には65歳にならないと年金が満度に支給されないと、共済年金がですね。その間をどうやって繋いでいくかということだと思えます。町長の今の答弁の中では、再雇用という形で金額は別として、退職者の収入を確保しているというお話でございましたけど、やはり臨時職員としての立場とするから、任用職員としての立場責任ですね、そういったものが非常に不明確ではないかと思えます。確かに、再任用した場合については、任用ですので定員の中の職員という形で地方公務員法に定められてる服務に関する規定の中で、従来通り職員と同じ立場で働くわけですが、そういったときにそのものとするからですね、臨時職員としての立場というのは、若干違うんでないかと。働いている人の責任に対する意欲だとかそういういったもの。それから、今後、再雇用をどのように規定していくかということも、若干不明な部分ではないのかということです。

つまり、月額給与にしても雇用期間の上限、何歳まで使うのか、再雇用で採用していくのか、それから配置先の不明瞭なことも若干曖昧なこともないのかと。そういったことを、一つ一つ整理していきますと、この再任用制度というものを、地方公務員法で規定されるそういった服務の中できちっと人事管理していかなければならないのではないかと。一番私はそのことに今回の質問の大きな主旨がありました。先程言いましたけど、今いきなり来年の、いわゆる退職した人を65歳まで再任用するという、そういう任用ではなくて25年3月に出了れた総務省からの通知による任用の仕方として、段階的に65歳までの任期の期限を設けて繋ぎの段階、いわゆる報酬比例分が支給されるまでの間を、年刻みになっていくんですけど、そういった形の中で任期を区切って任用してはどうかという、そういう国の一つの総務省の通知案でございます。そんなことでですね、もしこれに対する考えがありましたら、もう一度町長の考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私はいつも申し上げているんですが、早く65歳まで定年延長にならないのかなというふうに思っています。願っています。そのことを願ってます。しかし、公務員法、地方公務員法改正にならないと、中々勝手にやるというわけはいきませんから、こうした問題にいろいろと悩みごとも申し上げるような形になってます。確かに、再雇用というのは臨時職員といえれば臨時職員です。しかし、置戸の中で臨時職員といわれる町職員が60歳で定年を迎えて、そして再雇用になっている職員というのは、65歳までは働けるっていうのが何も規定はしてません。規定はしてませんけれども、ペーパーに残していませんけれども、ほぼ定着しているというふうに思えます。ですから、そう

した意味での不安はないと思います。しかし、町長が変わったり、議会の考え方が変わってきたらそれは変わるんだろうというふうに思います。しかし今、現実、再雇用で働いてもらっている職員10名います。この人達が、再任用するということになりますと、定数10人食うということでもあります。しかも、毎年2人ないし3人の新しい職員を採用するってことになれば、その年その年では13人の職員を雇用するってことになります。そうしたことを考えなければならないというのが、この問題であります。と同時に、毎年この10人いる、現在再雇用されている人達、この人達を再任用する、あるいは来年は2名の方が60歳を迎えます。そうした人達が皆、再任用になるかどうかってことです。私は現実的に、再任用制度をやるとすれば、全員が再任用されるなんてことは難しいと思います。多くの人達は、それを認めないと私は思います。それがこの小さな町役場の難しいところだというふうに思っております。やはり、町の職員と町民の人達と色んな意味で信頼関係っていうのがあって、まちづくりっていうのが成立していくんだろうと思います。

従いまして、定年になったその後の処遇の問題について、確かに議員から言われたそれは、一定程度の方向性であり決まりでありますからそれはそれとして認めながらも現実には中々難しいっていうのが、私はそこにあるというふうに思います。恐らく定年になって再雇用で働いている人達も多少なりとも、疑問な点、抱えているかもしれませんけれども、私は、その辺理解してくれて働いてくれると思っております。率直に申し上げまして人材なんです。ですから冒頭申し上げましたけれども、定年延長になればすぐでもやりたいというのが率直なところでもありますけれども、しかし、中々それだけで、その観点だけでその問題だけで今の再任用の問題あるいは再雇用の問題は整理つきにくいっていうか、中々難しいところだっていうふうに思います。雇用される側だけの想いといひましようか、それだけでは、この問題は成立しないだろうというふうに思ってます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 1点ですね、今、10人再雇用されてるというお話でした。今回出された雇用と年金の接続の概要はですね、それを一辺に定数内職員に任用しなさいという話ではなくて、例えば来年度、いわゆる来年の3月31日に退職される方が、現実的に年金の部分年金の報酬比例分が支給されるのが62歳からだ。62歳から部分年金が支給されると。ですから、これは任期制っていう先程も申しましたけど、任期っていうか期限を65歳まできちっと明確にするということではなくて、その再任用制度ではなくて、あくまでもその方が退職された方が62歳になって誕生月を迎えて、その後、報酬比例分を収入として入った部分について、その間だけの任期ですね。だから1年とか2年とか3年とかって段階的になっていくんですけど、そういった任期制を設けて最終的には、平成34年度に65歳に最終的には切り上げられるんですけど、その間をそういった任期で区切ってですね、再任用をしてはどうかという、そういう国の雇用と年金の接続っていう、その概要でございますので、その部分についてはですね、若干誤解のないようにといひましようか、そういったことを含めて管内的にもそれを取り入れている自治体もあるということでございますので、これは一つの色々検討材料にはなるんでないかと思ひましようか、そういったもので私は質問させていただきました。そういうことでございます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 あの、よく知ってます。誤解もしてません。私は基本的には、再任用するとすれ

ば、その職員はこの議場に出てきて、今、課長達が責任もって答弁してはくれますけれども、同じように答弁してもらおう立場に私はしたいと思っています。それがなければ、私は先程申し上げているように60歳を過ぎた人を再雇用で雇っている人が10人いると。来年、更に2人増えると。こういうふうに申し上げましたけれども、こんなことを許してくれる訳がないと思っています。ですから、私はそういう前提の中で、この再任用制度の問題について、つい最近の課長会議でも申し上げましたけれども、そういうことで、私が再任用をするといった時には、一つは全員が再任用できませんよってことが一つです。

もう一つは、ここの議場に来て、現在いる現役の課長と同じように責任ある立場で議会での答弁してもらわなきゃならない。そういう位置付けにしなければ、再任用で雇用するっていうことはできませんという話をしています。ですから、毎年退職していく人達が、定年で退職を迎える人達が、今、私が申し上げてるような、そういう前提条件の中で、再任用制度を置戸町として考えようじゃないかという提案だとすれば、私は考えたいと思っています。だけど、これは議員も町職員としての経験もあるから、私は中々微妙だというふうに思います。なる人とならない人が現実いるということですよ。だけど一方では、これも先程申し上げましたけれども人材なんであるということも事実だっていうことを申し上げましたけれども、その辺の勘案っていうか、どう整合性をとっていくのか、その辺が非常に難しいっていう、この問題にはそういう問題が含まれているってことであります。しかし、このことはやっぱり町民の人達が理解してくれるっていう前提が無ければ、定年後の処遇の問題というのは、中々難しいっていうふうに言わざるを得ないと思います。しかし、前向きにといいましょうか、そういうようなご意見っていうか考え方があれば、私も率直に検討していきたいということはやぶさかでない、このように思っております。

○佐藤議長 それでは質問の途中ですが、しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩	10時30分
再開	10時50分

○佐藤議長 それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 再任用制度につきましては、若干町長と噛み合わない部分がありましたが、いずれにせよ、いろいろ今後とも検討課題であるということを確認いたしました。そんな中で、次の質問に入らせていただきたいと思っています。教育長に2点ほど質問させていただきます。

まず、札幌学院大学との地域交流協定による相互連携ということで質問させていただきます。平成24年8月に、札幌学院大学との間で地域交流に関する協定書というものが調印されたところでございます。札幌学院大学とは、遺跡の発掘調査で、毎年学生が考古学実習を兼ねて勝山地域に泊まり込んで、発掘調査を行って、その中で地域との交流ということで盆踊り大会等で交流を深めているということが報道されております。

さて、大学との地域交流に関する協定書が締結され、3年が経過したところでございますが、札幌

学院大学とは、遺跡調査以外に大学や、あるいは学生と町民との交流あるいは講演会やシンポジウムだとか、いろんな方策が考えられると思いますが、今後、本町と大学との交流をどのような形で企画されているのか、将来的にどのような構想を持ってこれからの将来の方向性について、学院大学と連携していくのか、その辺の方向性について教育長に伺いたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 札幌学院大学と置戸町の地域交流相互連携ということですが、最初に札幌学院大学と置戸町の地域交流に関する協定の目的についてお話をさせていただきます。

平成22年度より続いてます、考古学発掘実習など置戸町の貴重な埋蔵文化財を学術調査、更には大学の教育機能を活かした講演やセミナーなど、町民の生涯学習の機会を設け、札幌学院大学と置戸町の相互発展に寄与すること、及び大学の教職員、学生と置戸町民の交流を通して地域の活性化を図ることです。

今年度、協定締結から3年目を迎えますが、勝山神社での発掘実習についてですが、今後5年間続ける計画があるということで、その後も実習場所を変更して更に継続を希望されています。また、昨年9月19日に開催されました、講演と音楽の夕べには、170名の来場者があって、鶴丸学長の講演が行われました。今後も講演会やセミナーなど置戸町の地域課題と、札幌学院大学の研究分野が合致する内容での開催について協議を進めてまいります。

また、議員の指摘もありましたが、考古学実習の時期に、勝山地区のふれあい祭りに重なることから例年、学生がふれあい祭りに参加し盛り上げていただいているところです。大学には、多くの学部があります。その中で単位取得のための実習の場であったり、また、スポーツ文化の部活動やサークルはありますので、合宿等で置戸町に来ていただく機会を増やして、地域の活性化の一翼を担っていただくことも大学と協議を進めているところです。更には、昨年の鶴丸学長の講演の中で小さな博物館の町構想が提案されておりましたが、その構想の具体的な提案書を現在大学側で作成中と伺っております。8月に来られた時にもそんな話が出てくるのかなというふうに思っております。将来的には、置戸町の持つ文化、教育施設や福祉施設など、大学の福祉や経済の領域でも協力関係を探りながら両者の包括的な関係を、より深く、広くしていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 相互連携をより深くということで、今、教育長の方からお話がありました。私も昨年9月19日講演と音楽の夕べということで、鶴丸学長の学術講演ということで聴講させていただきました。非常に専門性の高い講演、一部はですね。ただ全体的には、学長の置戸に対する想いといたしますか、非常に熱い思いを感じられました。そんな中で、せっかくこういった多くの若い方、学生が集うこういった大学と若干札幌とは距離があるんですけど、一定程度オホーツクというか、こういった山間地域の中での高齢化が進む我が町において、こういう若い学生と連携することは、大変有意義なことでもありますし、今後いろんな面でこういった協力関係といたしますか、地域との交わりをより深く、裾野の広いものにしていただきたいと思います。そういう期待感を持って今回質問させていただきました。

それで、基本的には窓口については社会教育課が大学との窓口の中で毎年いろんな協定の中身を精査しながらいろんな行事を詰めていっているんだと思いますが、いずれにせよ定期的な協議だとか、

こちらから大学に出かける場合もあるのかもしれませんが、向こうから来る場合もあるのかもしれませんが、具体的に地域との協議の場をより広範囲に、そして勝山地域だけじゃなくて、始まりは勝山地域が始まりなんですけど、それを広く、置戸町全体に。先程、経済の話まで出ましたけれども、地域の元気の出るそういったものを、大学との交流によって更に深くなればいいかなと、そういう想いでございます。ぜひ、この大学との裾野の広い交流を今後とも続けていって、展望を開いていただきたいなとそういう想いでありますので、更になんか教育長の考えがありましたら、お答えいただければと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 この地域交流については、大きなメリットもあるので両者の包括的な関係を、より広く深くしていきたいという話をしましたが、メリットがあると同時に、地域での負担が今、勝山地区でお世話になっていますけれど、大きなものがあるというふうに思っていますし、また、それについては、本当にこれから感謝しているところですが、そういう地域での負担ですとか、滞在施設の確保、それから整備等も大きな問題になってくるというふうに思っていますし、また交流が広くなれば、勝山地区だけではなくていろんな地域でもいろんな支援等協力等いただかなければならないというふうに思っています。また、大学側ではカリキュラム上の問題ですとか、遠隔地での研修になりますので、費用等の問題も考えていかなければならない、そんな課題も多く出てくるかなというふうに思いますので、進めていく中では、地域、それから大学側とそれぞれの意向に耳を傾けながら慎重に協議を重ねながら進めなければならぬというふうに考えているところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 当然、負担の問題が出てきましたけども、だんだん大学側も学生数が減ってきて、当然大学ですので学生の授業料ですね、大学が経営されてると思うんですが、そんな中で学生が減ってくるということは、だんだん大学の財務、財政も厳しいだろうなという想像はついてきますけど、やはり地域としても応援できるもの、そういったものは広く町民に呼びかけて、できるものについては極力していくべきだと思いますので、今後とも地域協定については、発展的に相互連携を務めていってほしいと思います。

次の質問に移りたいと思います。学力テストの結果公表についてですね、それに対する町の教育委員会の考え方について確認したのが4月21日だと思いますけど、全国学力学習状況調査が実施されました。それで、学校別の調査結果の公表につきましては、昨年度より市町村教委の判断に委ねられるということになっておりますが、昨年度は北海道内の多くの市町村教委では、学校別の公表は学校間の序列化に繋がるとか、いろいろ教育上の配慮から公表を懸念し、公表は控えたところがほとんどだと認識しております。

オホーツク管内におきましても、学校別の公表はなかったということですが、自治体単位の公表が3自治体で、それぞれ公表したと。それから、その他に正答率の傾向や概要で広く広報誌やホームページで公表したのが7自治体あったということを知っています。公表を未実施については、本町も含めて8団体ということでございました。当然、今年も学力テストを実施されたわけですから、新聞によりますと大体8月下旬から9月にかけて、それぞれ文科省あるいは都道府県教委で、それぞれ所管するところの公表がされていくのではないかと思います。

北海道においては、当然、北海道内の学力、それから管内別、それらが道教委から公表されていくのではないかと思います、この27年度の調査結果の公表について、町教委としてどのような考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 全国学力学習状況調査における結果の公表についてですが、平成19年度から開始されました全国学力学習状況調査の結果の公表については、学校間の序列化や過度の競争、また、学力テスト対策に授業が偏るなどの懸念から、市町村教育委員会では、学校名を明らかにした公表はできないというふうにされていましたが、平成26年度調査から、市町村教育委員会では、条件付きで学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことができるとされました。

その公表については、教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断した上で、平均正答数や平均正答率だけではなく、分析結果に基づいた今後の改善方策についても示すこととされました。更に全国学力学習状況調査については、小学6年生、中学3年生の限られた学年が実施母体であり、教科についても国語と算数、数学に限られ、なおかつ出題は各教科の限られた分野であることから、この調査によって測定できるのは、学力の特定の一部分に過ぎず、児童生徒にとって大切なものがこの一部分の点数により評価されることがないよう、また、数値だけが独り歩きすることのないよう理解を得ることとされています。また、児童生徒個人の結果が特定される恐れがある場合は、従前通り、個人情報の保護の観点から公表はしないこととされています。

そこで、今年度の置戸教育委員会としての公表の考え方ですが、最終的には教育委員会議の中で決定していくこととなります。ですが、本町の場合ですが、小中学校それぞれ1校しかありません。また、児童生徒数も少人数、今20人前後ですが更に少なくなっていくというふうに思われます。その少人数であることから、個人が特定されやすい、そのことは児童生徒に与える影響が大きいと考えてますし、更に個人情報の保護の観点から、教育委員会としての公表については、現在のところ考えておりません。なお、この調査結果ですが、小中学校とも詳細な分析を行い、職員一丸となって授業改善に臨んでいただいております、その成果は表れているところです。また、その結果については、議員もご覧になっているというふうに思ひますが、学校便りによって保護者、地域に公表しています。教育委員会としても、調査結果を各学校と共有し、学校、家庭、地域が一体となり教育施策及び児童生徒の学習状況の改善に繋げ、本町児童生徒の生きる力をしっかりと育てていきたいというふうに考えています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 基本的には、教育委員会議の中で、教育委員会は合議制ですんで、その中で今年度の公表についての方針は示すという今の発言でございました。それで、学校ごとの公表できない理由としては、小規模校で個人の特定に繋がりやすいとか、個人情報保護の観点からとかいろいろ言われております。それから、逆に公表すべきではないかという一つの意見としては、教育行政として地域住民達と一定程度の説明責任、そういったことも必要ではないかという一方では意見がございます。それから、父兄の方はそれぞれいろんな形で学校からの通信だとか連絡があつて、その現状を知ることができるのかもしれませんが、一般町民においては、中々町立の小学校、中学校の学力水準がどの程度なのかというそういったところが、中々知る余地がないというか、そういったことも

あろうかと思えます。

それで、今、教育長がおっしゃられた通り置戸中学校におきましては、この中学校便りで、昨年、学力の結果をグラフに表したものを各戸配付ではなく、各自治会を通して回覧ということでいただいております。若干この表では、中々見づらいというか、数字が細かくてとかそういうものがあります。ただ、学校でこれだけ公表しているということは、一定程度、教育委員会としての数値を明らかにするということじゃなくて、概要ですね、全体的に見て町内の子供達が小学校、中学校、6年生と3年生ですけど、全道平均や全国平均と比較した場合に、やや上回るとか、同程度だとか下回る、そういったこととか、あるいは学習の生活看取ですね、その実態が町内の子供達はこういったことにあるのかということはある程度は何らかの形で知らせてもらうことによって、町内の一般町民も自分たちの学校の子供達がどういう教育水準にあるっていうことを、ある程度理解できるんでないかと思えます。そんなことで、これから公表に向けては委員会の中でいろいろ議論あることだと思いますが、そういったことを努めて地域の実情に合った置戸の小規模校の、しかも小学校1校、中学校1校という、こういった特定されやすい規模の学校の中での公表のあり方をぜひ検討していただきたいと思えます。

それで、非常に興味を持っていたのは、以前から国語と算数という限られた教科ですけど、置戸の特に中学生は、かなり水準が高いっていうことをいろいろ聞いてました。ただ具体的に、どの程度高いのか、それが毎年のもなのか、その年によっていろいろ変動するのか、その辺のことはよくわかりませんが、やはり高い水準で教育がなされてるってことは、地域にとっても非常に喜ばしいことっていうか、先生方の努力もあると思えますけど、そういったことがあれば、一定程度の発信も良いのではないかと、個人の特定に繋がったり、教育上の観点からいろんな懸念を除けばプラスになる部分については一定程度、町民にある程度の概要を工夫して知らせてくれれば町民も、ああ、そういうことなんだってことで地域の学校をより身近に考えるということになるのではないかと思えますので、これからの議論になると思いますが、その考え方についてありましたら答弁いただきたいと思えます。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 学力テストの点数を更に高いものに勉強を教えるというのは学校の使命で、そのために授業改善に何よりも力を入れていかなきゃならないというのは、何の依存もありませんし、置戸町の小学校、中学校の学力テストの結果ですが、中学校では例年全国よりもかなり高い、全国平均よりもかなり高い点数をとってますし、小学校も前年度は一教科が全国平均程度、他3つについては、全国平均より上回っているということで、学力テストの点数を上げるっていうのは、必要なことだなというふうに僕自身強く思っていますが、ただ、この学力テストが行われる時に懸念していたことが少しずつ私の中で膨らんでいます。

例えばですね、学校の序列化や過度の競争に陥らないようにというふうにあります。議員も承知と思えますが、静岡で校長先生の名前を公表しています。それは得点の良い学校上位10名を公表しています。その理由が、その学校の校長先生、そして先生方の頑張りを認めてあげたいということで公表しているんですが、言い換えると点数のとれていない学校の校長先生、そして職員は頑張っていないのかというふうにとれるんですが、私は決してそうではなくて生徒指導あるいは家庭での状況、また、授業等で頑張っている確実にその上位10校よりも頑張っている学校があると。いろんな面で必死に

対応している職員が少なくないというふうに考えてます。そして次の年、校長が自分の名前もというふうに、そのことを重点として学校経営が成された時に、子供達にとって良い学習環境になるのかという、とても不安になります。まだそれは学校単位ではなくて、今は都道府県単位の競争が現に生まれているなというふうに思ってます。

北海道は低い位置にあるというのでチャレンジテストの取り組みということが行われてますが、当初、利用できる場所、時間に余裕のあるところは取り組んでくださいというふうになってましたが、今は教育課程に組み込んでというような方針が変わってきてます。学力テストの対策に授業が偏る懸念があるというふうに言われていたことは現実になっているなというふうに思ってますし、更に高校入試の問題にも類似問題を出题するというような状況になってます。測定できるのは学力の一部、その点数で子供達を評価しないことと言いながら、最近はそうではなくなってきたというふうに感じてます。学習内容を5分で理解できる子もいれば1時間、2時間かけなければ理解できない子供もいます。学校現場では、できたできないというのではなくて、僕はやはりその子供が、努力した時間を何よりも評価してあげることが必要なのではないかなというふうに思って、現場にいた時はその信念でやりました。今も学校教育では、そうでなければならぬというふう思っているところです。他にも、疑問を持って不安に感じていることは多くあります。

公表については、今、議員がおっしゃられた公表の必要性というのもしっかりと踏まえて、教育委員会の中で慎重に判断をしていきたいというふうに考えています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 慎重にということで、当然その通りだと思います。ぜひ教育委員会の中で十分に議論していただいて、できればわかりやすい結果について公表していただければと思います。

それで若干、話変わるんですけど、学校評価というのが小学校も中学校もやってるわけですね。この評価について、各自治会を通してこられているんですけど、そういった中でも、必ずしも教育長がいった競争感とか点数とるための教育とか、そういったことじゃなくて、一般的な義務教育としての教育の在り方ということで、学校なりに地域に評価してくださいということですので、こういったことも含めて、ぜひ今後必ずしも学力テストが全てではなくて、学校全体の教育内容ということが評価されていくと思いますんで、そういったことも含めて、今後、地域に対して発信していただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして町長に2点ほど一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目ですけれども、勝山温泉ゆうゆ再開に向けてということで通告しております。もう定例議会ごとに何度も今まで、ゆうゆのことについては一般質問もしてきました。残念ながら3月いっぱい一時休業ということに現在なってるわけですけれども、それに対して町民の中からは、実際なくなってみると本当に寂しいねだとか、早期の再開リニューアルが求められているのかなというような、そういったことを実感しているところでもあります。

そこで、今回、この今年度の予算で500万円の基本設計委託料を見込んで、早期の再開に向けて

ということで進んでるわけですが、4月23日の入札において基本設計委託先が決定しました。それはそれで早期再開に向けてということで町側、町長側もある意味で早めの動きをしたのかというふうにも思いますけれども、その設計委託にあたりましてですね、議員協議会あるいは常任委員会等でもいろいろ今まで話してきましたけれども、置戸町として、ゆうゆ自体をどのように位置づけるのか、ハード面あるいはソフト面含めて置戸町としてどういうコンセプトの元で、ゆうゆというものを捉えて今後に向けた大規模改修あるいは改修、そういったものをしていかなきゃいけないのかということで、町内あるいは役場内で、町民の中でそういった意見、そういったものの集約というものが必要なのではないかなと、そういうような話で今まで進んできたんだと思います。

そこで、4月23日の入札ということになったわけですが、その委託に向けて、町内として、役場として、あるいは町長としてどういう想いがあるのか、まず、そのことについて伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 勝山温泉ゆうゆの再開に向けてということですが、議員の方からもいろいろとお話がありましたけれども、平成27年度の当初予算に、基本設計委託料を500万円ということで計上しまして議決をいただきました。

それに基づきまして4月23日に入札を行いまして、札幌市の株式会社アトリエアクが388万8,000円で落札をしております。4月27日に契約を締結いたしまして、委託期間を7月21日としたところであります。こうした契約までの流れがあるんですが、4月30日に事務レベルでありますけれども、第1回の委託業者との打ち合わせを行いまして、現在までに現地調査を含めまして精力的に業務を進めているところであります。

そこで、基本設計委託にあたって、町としての方向性、形態などについてであります。ご承知のようにといたしましうか、27年度のこの基本設計を計上するにあたって、議員からご質問がありましたような内容について説明もしてきたようにも思っておりますが、幾つかあると思います。

常元地区の常呂川最上流にある、この鹿ノ子ダムあるいは鹿の子沢、これらはやはり勝山地域全体、あるいは常元地域全体において、今さら申し上げるまでもないんであります。自然豊かな景勝地を抱えているということでもあります。川のせせらぎ、あるいは豊かな緑の中で静かな心の落ち着く地域だというふうに言いたいと思います。

また、この勝山温泉、ご承知のように湯量、泉質共に率直に申し上げまして、自慢のできる良質な温泉でもあります。これらを最大限売りとして、今日まで町民の憩いの場となることはもちろんでありますけれども、訪れるお客さんがゆっくり楽しめる温泉施設として、リニューアルをしていく、そこが、基本といえば基本になるんだろうというふうに思います。また同時に、人気の高いコテージによる滞在型の観光あるいは勝山温泉の魅力の一つでもありますコテージでありますので、それには更に力を入れていきたいとこのように思います。

ゆうゆと同時にコテージもいろいろと直さなければならないところも沢山ありますけれども、この全体として置戸の観光のある意味拠点と位置付けて、その魅力というものをアピールしていきたいというふうに思っております。改修にあたっては、20年の経過によって劣化が激しい温泉の給湯設備あるいは浴槽、レストラン、これら全体の改修をしていく必要があるだろうというふうに思っています。

し、近年の電気料金あるいは燃料費の高騰等がありますので、ランニングコストという問題についても一定の配慮はしていかなければならないであろうと、このように思っております。お客さんに対して、おもてなしの心ということは何も20年前と今も何ら変わることはありませんけれども、やはり接客の対応といたしまして、これらを通して多くの置戸町民が利用し、また、地域が支える温泉施設になるように、サービスの充実ということは当然ながら図っていかなければなりませんし、固定客あるいは根強いゆゆうファンというのがいらっしゃいますから、こうした人達を中心にしたリピーターを増やしていくことも大切であろうというふうに思っております。

経営主体をどうするかという点も重要になってくるだろうというふうに思っております。いずれにしても1日も早い再開を望む多くのお話もいただいておりますので、基本設計から実施設計への速やかな移行といたしまして、進めていかなければならないというふうに思っております。議員の皆さん方にもお話してきておりますけれども、基本設計における経過というものを含めて、議員の皆さんからもいろいろとご協議をさせていただいて、いろんなご意見をいただきたいなど。今までも開いてきておりますけれども、この基本設計を作り上げるにあたって、議員の皆さんともやりとりさせていただきたいと、このように思います。時期としては6月の下旬くらいになるかなとこのように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、6月末ぐらいには基本設計が上がってくるであろうという答弁でございました。設計委託の契約書を見ますと、7月21日が期限となっておりますので、それに合わせて業者さんの方では、この基本設計というのは作ってくると思うんですが、町長の気持ちと同じで、なるべく早く再開したいという想いは同じだというふうに思います。

先程、町長、置戸の観光の拠点であると、そういう一つであるというようなこともおっしゃられました。それもまったく置戸の中ではその通りだというふうに思います。ただですね、今まで何度も、昨年9月に指定管理者の業者さんが辞退したいというような手を挙げた後、何度となく質問してきたと思いますけれども、置戸としてゆゆうをどういうふうに位置づけるんだと。町長も自身で言われたことがあると思いますけれども、銭湯的な形にして本当に町民の憩いの場にするのか、それが一番ベストでコストのかからない方法なのか、あるいは置戸町内に宿泊施設がない現状を考えれば、コテージをもっと増やす形がいいとか、あるいはコテージじゃなくてビジネスホテル的な温泉付きのほんとう温泉ホテルですね。そういったものを思い切って併設した方がいいのかそういうトータル的な夢を含めて地域というものを、もう1回これをいい機会として考え直すべきじゃないとか、そういういろんな意見があったんだと思います。

それで3月で休止になって、今後どうしようかというふうになってるわけですがけれども、昨年質問した時に、課長職を中心とした役場内の検討委員会を設けてゆゆうの今後の在り方については、継続的に検討していきたいというようなこともありました。その結果というものは、この委託の中には反映されていないのかどうなのか。そのところをまずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 あの、冒頭申し上げますけれども、6月下旬かという話は、基本設計上がってくるのは7月21日その頃だと思います。しかし、議員の皆さんとやりとりする場面が6月の末くらい

に予定しているというふうで理解していただきたいと思います。それと、内部での検討、副町長を中心にしているいろいろやってもらいました。これらについての報告とかお話も協議会等でお話してるとあります。クリーンヒットになるかなというのはありませんでした。議員の皆さんもそうかというように願ってくれるようなもの、なかったと思います。しかし、今、少なくとも全道における温泉施設といえましょうか、この類似施設で申し上げても本当に利用者っていうのが右肩下がりです。苦戦しているっていうことが、札幌周辺も含めてでありますけれども現実の問題としてそういう状況だと思えます。

そうした中で、協議会等でもお話ししてきておりますけれども、そう多くの利用者というか、外からですね、そんなに多くは期待はできないかなというふうには思っています。しかし、そうした状況の中で、今までのような町場の銭湯というところからもう少しレベルを上げたいなというふうには思っています。せつかくの湯量も一定程度望めますし、また、泉質においてはどこの温泉から出ている泉質っていうものについては、先程も申し上げましたけれども、やっぱり誇れるだけの泉質をもっているということはあるから、ですから少し現状よりは施設としての、より温泉地でのものというふうには少しレベルはあげたいなというふうには思っています。従って、特に浴槽の中といえましょうか、これらの作り方っていうのは、具体的にこれからでありますけれども基本設計の業者ともやりとりしたいなと思っています。

それから宿泊の関係については、これも何度も申し上げてきたおりますけれども、ホテル形式のものというのは、置戸的に考えると現実的には難しいというふうには思っています。幸いにして3棟ある温泉付きのコテージについては、相当の利用客があるというふうには思っていますので、私は、基本的に温泉引くことは難しいと思うんですけども、ああいうようなコテージ形式のものを増やして、そして一定程度の宿泊客の要望に応えていけるような、そういう宿泊施設としてあそこに考えてもらいたいんじゃないかなと。いわゆるコテージ群として作っていくということがいいんじゃないかなというふうには思っています。いずれにいたしましても、基本設計がベースになってきますので、実施設計に向けて、その前段の作業として、どういうものにしていくのかというのを固めていきたいと、こういうふうには思っています。

それから、指定管理者の話が出ましたけれども、当然ながら、指定管理者といえども、やはり企業の考え方だとかな当然ながら企業でありますから、一定程度の営業利益といえましょうか、そういうことを求めない業者はいないわけでありまして、そんなことも含めてこれからどのような形でこの経営主体を考えていくのか、大事なことだと思います。

私は一つの方法として、町民の温泉施設だという意識の中で、町民で会社を立ち上げて経営をやるというのも一つの方法でもあるんじゃないでしょうかということをおっしゃったけれども、こうした議論もしていきたいなというふうには思っています。いずれにいたしましても、先程も申し上げましたように非常にこういう類似した施設での運営経営っていうのが非常に難しくなっているっていうのも事実だと思います。しかし、そうした状況はあるにしても、大事な施設でありますから、一定程度の覚悟を持ってリニューアルをしていく、また先に向かって少しでも利用していただく人達の期待に沿えるようなものにしていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、基本設計がベースになるということで町長、答弁していただきました。確認しておきたいんですが、今、宿泊に関してはということで、基本的にコテージ形式の宿泊施設、それが一番ベストではないかなというようなことでした。そういうことであれば、先程言いましたホテル形式ですとか、そういったものは、あのエリアには今のところといますか、町長の中でも町民の中でもそれは求められてないのだなというような確認をしたいというふうに思います。

基本設計を委託したということで7月21日が期限ということで、日にちがありません。どれだけ道内あるいは道外の温泉施設のことに詳しい設計屋さんなのかは、ちょっとわかりませんが、例えば温根湯の山の水族館、今、北の大地の水族館で名前を変更してくださいみたいな形で運動してはいますが、あのプロデューサーの中村さんという方は、全国でも有名な水族館専門のプロデューサーと。そういう人であるから、年間2、3万人しかいなかったお客さんが、年間何十万人、30万人にも届くんじゃないかというぐらいな規模の水族館を基本から考えて作ったというような、逸話とか、そういう話になっております。

そんな委託業者さんが今回の委託業者さんであれば、それは本当に万々歳な話なんですけど、単純に今までの20年間使ってきたゆうゆの悪いところ、あるいは修繕しなければいけないところ、また、先程町長言いました電源設備の効率よくするための施設改修ですとか、そういったものの部分だけの改修のための基本設計ってことであれば、4万人までに落ち込んだっていうお客さんの数ですとか、そういった人達をまた更に増やすっていうことにはなっていないのかなと。ましてや、置戸の宝、観光の基本だといわれましたけれども、そのまま悪いところだけ改修するっていうのであれば、なんか、とつてもつまないかなっていうふうに思うんですが、本当に休む時には町長、2年ぐらいもしかすると休業ってことになるかもしれないというようなことを言われてました。総合計画の実施計画書見ると、今年度に基本計画、それから実施計画まで今年度の予算に上げるとような計画書になっております。ということは来年度、建設改修工事になるのかなというふうに思いますが、期間は少ないですけども、なるべく今後の置戸町において、こういった形態のゆうゆにすべきなのかというのは、やっぱり議論は尽くすべきなんだというふうに思います。

端野ののんたの湯ですか、現在年間14、5万人お客さんがいると言ってますけれども、それですら赤字だというふうに言ってます。それが仮に4万人の現状が開設当初の14万人あるいは15万人近くに増えたとしても、やはりその当時は赤字だったんだと思います。ですけども、やはり置戸の宝としてゆうゆというものはきちんと管理して維持して経営していかなければならないんだというふうに思います。その辺り、町長、期間のことも含めてですね、単純に修繕して改修するんだということではなくて、新しい知恵を吹き込むようなですね、そういった改修になるのかどうなのか、あるいは改修するつもりがあるのか、その辺りお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 もちろんですね、単純に改修するなんてそんなケチな考え方はないですよ。それだったら給湯設備の部分だけ直してお湯を配ってそれで一件落着にしますよ。そんなことはないですよ。ですから、一定程度のやはり投資はしなければならないというふうに思ってます。

それと、もう一つ言うならば、これはあまり言いたくないんですけども、一定程度の赤字はやっぱり覚悟しなげきやならんと思ってます。そうしないと、ああいう投資産業みたいな施設の事業展開は

非常に難しいと思います。もちろん、赤字なんか出ない方が良い訳でして、少しでも黒字が出るに越したことはないのかもしれませんが、一定程度の赤字を覚悟するぐらいな想いで、あの施設を皆で考えようじゃないかっていうのが私の基本的な想いです。ですから、浴槽っていうのは特に重要な部分ですから、今のような町の中の風呂屋さんのような、そういうものでないものにしたというふうに思っています。

それと休憩室も、レストランも、それから畳の部屋の和室、これらについても今までのような形で本当に良いのかという、まあ、当初はですね、当初は色々な制約もありましたから、ああいうような形になりましたけれども、現状それで良いというふうには思っていないので、いろいろと作りっていうのは外側はいじれないかと思っておりますけれど、中での配置というものについては、いろいろと変わってきていいんじゃないかというふうに思っています。レストラン一つとっても、今までのような内容のことも含めてですけども、どういうものを提供していくのかということも合わせて、それと同時に奥の方にある宴会場といいましょうか、和室の部分もこのレストランとの関係にあって今のような作りじゃない作りがあるんじゃないかということ、更に言えば、休憩室も単なる大広間に座卓とテーブルが配置されてるわけですけども、本当にああいう作りだけで良いのかと。もう少し違った、備品等も含めてでありますけれども、考えても良いんじゃないかと、こんなふうに思っております。

率直に申し上げまして、規模の大小はありますけれども、ああいう施設は間違いなく投資産業というふうに言われております。それだけに、次から次へ投資をしながら展開していくっていうようなものですけども、こうした小さい町の中での温泉施設を、やはり維持、また経営していくということになりますと、やはり一定程度の覚悟を持った中での改修といいましょうか、そういう想いでやっていかなければならないであろうと、このように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方から力強いといえますか答弁いただきました。けちな改修は考えていないと。また、一定の赤字というものも投資産業ということであれば、覚悟の上での改修、今後の運営だというふうなことだと思います。そう理解させていただきます。それは、本当に置戸にとってのゆうゆというのは大切な宝であるというふうに、それは町長と僕も同じ考えだというふうに思っております。町長の今の答弁聞いて、少し安堵したかなというふうに思っていますが、最後に確認だけしておきたいのですが、先程、今年度実施計画まで持っていくというような計画になっております。

そこで、基本設計も終わっていない段階で何とも言えないんでしょうけれども、町長の想定するスケジュールですね、何時ぐらいにリニューアルオープンできるんじゃないかということ、町民の方々は、そこが一番気になっているとか待っているところだと思います。そういった意味も含めて、想定できるスケジュールがあればお教え願いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 言葉はなかなか慎重にというか注意しなければ一人歩きますから、なかなか難しいところあります。しかし、私の決意の一つというか、そういうことで申し上げました。

議員の方から先程ありましたけれども、町民の方、早く再開してくれとか、休むとか、沢山の人の

がそういう声ありますよっていうんだけど、これ沢山というのが、どれぐらい思って沢山とっているんだと。最近ちょっと国会の方でもそんなような話もありますけれども、そういうところがあるということなんですよ。利用している人、本当に毎日っていうか、1週間に何回か利用している人になると、やっぱりそういう想いだと思うんですよ。だけど、年に1回か2回かな、なんて思う人になると、いやいやそんなに急がなくでもいいぞとか、そんなに金かけるのかとか、それも町民の人だということなんですよ。だから、非常に難しいところはありますよ。ありますけれども、それを置戸の財産として観光の拠点だなんていう話もしましたけれども、置戸の財産として、置戸の町民の人達が考えるかどうかだということですよ。そうすれば次の展開だって理解もできるし、私が一定程度の赤字も覚悟しないと駄目だといったのは、そこにあるということですよ。

それで、スケジュールの話します。できるだけ早くリニューアル終わらせれという町民の声もありますから、できるだけ早くしたいと思います。予定通り基本設計ということが7月21日前後に挙がってきた時に、それを基本として実施設計ということになります。ただ、実施設計になる場合にもいろいろとあると思います。クリアしていかなきゃならないものもあるだろうと思います。

それと、実施設計をするにあたっての期間も必要になってくると思います。私が4ヵ月かといったら5ヵ月というふうに言ってきましたので、多分5ヵ月ぐらいかかるだろうと思います。従いまして、最短でいっても8、9、10、11、12の世界ですね。こういうふうになりますので、事業の発注は新年度になるんだと思います。ですから、それまでに実施設計というものをきちっと固めて、新年度に事業費を、工事費を計上していきたいと、そんなスケジュールになるのかなというふうに思います。そんなことを逆算して考えていけば、最短でも来年の秋口ぐらいになるのかなというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 言葉一人歩きするということで、議会で町長の答弁があると、それは公な言葉なので一人歩きどんどんしてほしいなと思いますけれども、28年、来年度の秋口にはできるんじゃないかなというように進めていくというふうに理解いたしました。先程も町長言われましたように、けちな改修という言葉がいいかどうか別として、一定程度大規模な大胆な改修というものを想定しているんだというふうに思いますので、そのことを期待して次の質問に移りたいと思います。

○佐藤議長 質問の途中ですけれどもしばらく休憩をします。

午後1時から再開します。

休憩	11時55分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは、午前中に引き続きまして2つ目の質問をしたいと思いま

す。

木道プロムナードアンケートの結果と今後に向けてということで質問するわけですが、木質材を使ったプラスチックを使った仮設の施工実験をして、それを町民の方に見ていただいて、5月いっぱいまでにアンケートをいただきたいと。そのアンケートの結果を反映しながら今後に向けて、町民との懇談会、或いは、町民からの意見聴取を一度程度行って、実施に向けて進めていきたいというようなことで今まで答弁いただいたというふうに思っています。そのことを踏まえまして、もう5月を終えています。そのアンケートの結果と、それから出てくる町民の意見・意向、そのことをまずお聞きしたいのと、今後に向けての進め方を改めてお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 木道プロムナードのアンケート結果と今後に向けてということでありますが、木道プロムナードの試験施工は、冬期間における管理方法、また、利用の際の安全性の確保、路盤も含めた施工方法等の確認のために実施をいたしました。合わせて2月1日から5月29日までの約4ヵ月間ですが、アンケート方式により歩行体験の感想あるいは実施に対する意見というのをいただいたところであります。

アンケートの詳細であります。全部で159人の方からいただきました。アンケートの項目としては、性別、年齢をはじめ、再生木材による木道の歩行性、色彩、素材の他、またその他の様々なご意見も記述していただくようなものであります。全項目に対して回答いただいた方は、あまりおりませんでした。年齢は50歳代から上の人、7割103人程になっております。歩行性あるいは素材等に回答いただいた方が全体の約4割の60人程の方であります。その内、約7割の方は概ね良い、または、普通ということになっております。ただし、記述意見の中では、約7割に当たる110人程が事業あるいは施工方法の見直しなどが必要という記述になっております。

ただ、アンケートを書いていた内容を見ますと、1人の人が何回も投票しているというか、感想を書いているというのも見受けられます。それと、事業費が2億円ぐらいという話が、先程の話じゃないですけども一人歩きしているということがあって、木道プロムナード、いわゆる線路の部分で2億円もかかるのかという想いがあるのかもしれませんが、議員もご承知のように、あそこ全体でのことで、これぐらいはかかるんじゃないかということで、協議会だったと思うんですが申し上げているかも知れません。ただ、図書館と線路の間の、いわゆる現在の状況でいえば、緑地帯みたいな形になっている。そして、駐車場も砂利での駐車スペースになっている。これらの整備といいましょうか、当然ながら駐車場については舗装で駐車スペースを確保しなければならないというふうに思っていますし、それから、現在緑地になっている部分、これらについてはイメージ的には、イギリスのガーデンといいましょうか、そういうようなことをイメージとしては考えているわけですが、花を植えたりして、そういうような小公園的な整備の仕方があるんじゃないかと、それらも全部含めてのお話で申し上げてきたわけでありまして。その辺また十分町民の方々に伝わっていないところがあるんだろうなというふうにアンケートを見ておりまして、そんなふうに感じました。

従いまして、試験施工の結果あるいはアンケートの結果の内容というものを十分に精査をしなければならぬということがあることと、また、議員の皆さんからもそうしたことを踏まえながらご意見をいただいた上で、尚且つ町民の方々と、まだ更にやり取りといいましょうか、意見交換しなければ

ならないなというふうに思っております。そうしたやり取りの中でいいでしょうか、最終的な判断をしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、もう少し時間が必要だというふうに判断しております。今、それがいつかということ言えば、明確な時期について申し上げるわけにはいきませんが、町民の方々の意見のやり取りといいでしょうか、この辺を踏まえながら最終的な判断をしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 アンケートの数、それから中身、町長の方から教えていただきました。150人の答えがあったというようなことで、ちょっと少ないのかなと少し驚いているところですけども、その中身については今説明があったのでそのことには触れませんが、意見交換していかなければならないという、そういうような町長の考え方だったというふうに思います。また、時期的なことも今ここではっきりとは決め兼ねているというような答弁だったというふうに聞きました。ただ、今年度の予算の中には、実施計画ということで予算600万円計上しているわけです。ですから、時期については、この場ではということでありながらも、今年度中には決めて進めていくのかなというふうに思いますが、その辺りのことを今年度中に決定するということなのか、そのことをまず確認したいというふうに思います。

また、この木道プロムナード、仮称ですけども、町長言われたとおり、2億円という工事費が一人歩きしてというのも実際的なところでいうと分かります。理解もできるというふうに思っています。全体工事、今のぼっぼの横の駐車場から鉄道に向かって裏手に下りる部分をもっとバリアフリー化して自由に行き来できるようにするとか、あと、駐車場をつくるだとか、そういった全体工事の中のもの全てプラスして2億円あるいは総合計画の実実施計画書の中には、2億600万円というような数字まで挙がっています。そういったことの中から、今の段階では想定しているか、積み上げができないんでしょうけども、単純に木道にする部分、鉄道の部分ですね、その部分の工事費というのは、大体どれぐらいになるものなのか、その辺りも合わせてお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 予算を使うという前提で申し上げるわけではありませんけれども、ご承知のように、平成18年の4月にふるさと銀河線が廃止になりました。その廃止の前段の議論でありますけれども、廃止後、その鉄道跡地をどう整備するのかっていうことの議論が当然ながらありました。もちろん置戸の中でありましたし、北海道とのやり取りの中でもありました。その時に、基金として残っていたうちのお金を、配分という表現は適当でないと思うんですが、置戸に5億円という形になりました。鉄道の跡地を整備するためのお金だっていうことが一つです。それと、それだけでは間に合わない、足りないであろうと。そうした中で、既存の整備にあたっての既存の制度を活用して鉄道跡地を整備するということについていえば、同町としても優先的に事業採択を考えますよというのが当時ありました。そういうところからいろんな整備が進められてきているところです。もちろん鉄橋等の撤去といいでしょうか、そうしたことも含めてでありますけれども、置戸町として5億円程の基金が分配されたわけです。それを基金として積んでおきまして、それを毎年必要な金額を使ってきたということでもあります。

従いまして、今度の木道プロムナードという整備についても、基本的にはその財源を充てていくという考え方です。しかし、冒頭申し上げましたけれども、そのお金があるからどうするこうするではありません。これだけは誤解のないように聞いておいていただきたいのですが、お金があるからやるということではありません。しかし、あそこ全体のことを考えて、どう鉄道としての跡地をどう整備するのかっていうことと合わせて、周辺をどう作り上げていくのかっていうのが、この事業の大きな趣旨というか考え方です。

先程、申し上げましたように、駐車スペースというのは、こちら側の方のいろんな事業者の人達の職員の人達が車を止めている、そのスペースが必要だということと同時に図書館を利用する人達の駐車場として必要だと。基本的にはその辺が大きな要素として駐車場の整備に関わってくるものだというふうに思います。同時に、問題は線路とというよりも、中央駅前置戸町の町道の言い方でいえば、中央通線、駅前中央通線と図書館との間をどう作り上げていくのかということでの木道プロムナードであります。木道プロムナードっていうのは、平成18年に解散する時に、置戸としてっていうことで立ち上げた事業の一つのメニューです。これがどうもすとんと下りない、落ちてないというところがあるのかも知れません。木道っていうのは何となく分かるんだけど、次に出てくる言葉がプロムナードっていう、実に聞き方によっては非常にソフトだけでも、やろうとしているのはハードでないのかと、この辺がもう一つ町民の人達にすとんと落ちていないところなのかも知れません。しかし、今日まで随分、会場としては場所としては、ぼっぼだったというふうに思いますけれども、そこで相当、担当課長含めてかなり説明はしてきていると思います。残念ながら説明してきているという、こちら側の想いはあるんだけど、でもアンケートの結果といたしましうか、記述されている部分も読みますと、必ずしもこっちで汗を流してきたほど理解してもらっていないんでないかっていうか、そこで話した部分については、かなり理解していただいているようなお話はいただいているんだけど、しかし残念ながら、議員もご承知のように、あの会場に100数十名、100人を超えている人達の集まりはなかったと思います。しかし、何回も開いてきていたっていうのが事実だと思うんです。しかし、そうした経緯も含めて考えますと、必ずしもアンケートが是非やれやれというものではないというふうに私なりに判断していますので、もう少し時間をかける必要があるだろうなというのが現時点での判断であります。

もちろん予算の措置している問題もありますから、基本的な考え方については変わっておりませんが、もう少し町民の方々に理解をしてもらうための時間とか汗を流す必要性が、今の時点ではあるだろうなというふうに判断しております。2億円というお話していますので、2億円の内訳っていうのは、担当の方では出してくれています。今ここでは、それぞれの事業費には触れないというふうに思っていますが、基本的に木道プロムナードと言われる部分にかかるお金っていうのは、ベンチだとか東屋だとかそういう付属施設もありますので、それら入れて7,500万円ぐらい。従いまして、あとは駐車場とか緑地帯に係る、先程、イングリッシュガーデンっていうか、そういうようなお話もしましたけれども、そういうような花畑なり小公園的なもの、それから、駅前の部分での駐車場の改修といたしましうか、こんなことも出てくるだろうなというふうに思います。それから、西側の方の市街地側における、住宅並んでますから、そこに居住している、生活をしている人達の生活圏をきちっと保障するというか守っていかなければなりませんから、そちらの方に何らかの細工といたしま

しょうか、私は藤棚とかっていうふうに申し上げていると思いますが、そういうようなものを作る必要があるだろうなというふうに思います。

それから、どこにどういう形でっていうことありますけれども、フットライトだとか、それからポールでのライトとか、そういうような照明設備っていいでしょうか、そんなことも含めていくと、大よそですけれども先程の7, 500万円入れて2億円近くなるのかなというふうに今試算をしているところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長、アンケートの結果からは、今すぐにやれ、実施にうつれというような町民の方々のアンケートの結果というものではなかったと、そういうことというふうには読み取れなかったなというようなことをおっしゃられたというふうに思います。もう少し時間をかけて町民の皆さんといろいろ中身を詰めていく必要があるのかなというふうなことでございました。

僕、何年か前に質問した時にも、100周年に合わせてやってしまったらどうだろうかっていうようなことを僕は言った記憶もあります。町長は、この木道プロムナードの部分については、さっきおっしゃられたとおり、時間をかけて何回も何回も住民説明会なりで町民の方々に計画書をパース含めて提示して、途中でパースの作り込みの変更ですとか、いろんなことをしてきた結果が今になっているというふうに思います。それに合わせてもう少し時間をかけてみたいということなので、それはそれで時間をかけることは、本当にいいことだと思いますし、町民皆がこぞって納得した上でつくるのが、後々のことを考えても、本当にいいものができてよかったねというふうに言ってくれるんだなというふうにも思います。

2億円のうちの約7, 500万円が木道部分に係る経費であろうということですが、3月の議会の時に僕はしたと思いますが、再生木材、試験施工したあれにこだわる必要が本当にあるんだろうかと。実際の置戸木の町として7, 500万円であれば、その部分、本物の木の木道にしても構わないんじゃないかなというふうにも言ったというふうに記憶しております。そんなことも含めて、今、藤棚の話ですとか、プランターですとか、照明ですとか、駐車場だとか、全体構想の話をされましたが、木にこだわるっていう部分でいけば、再生木材も使わないで本物を使うという部分もプラスの、もう一度意見交換あるいは町民の皆さんと話し合うということが可能なかどうか。決して白紙に戻せとか、あのまま手をつけずに置いといた方が2億円もかける必要ないなんていうことには僕はならないと思いますので、その町民の皆さんが本当に理解してくれるような工事の仕方、施工の仕方っていうものがあると思いますので、その辺りも含めて、どの程度まで見直しといいますか、変更というものもあるのか。僕がこだわりたいのは、本物の木でやっていただきたいというのが一番なんです、その辺り町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 確かに岩藤議員からは、100周年に合わせてやったらいいんじゃないかっていうような追い風のような話をさせていただきました。やっておけばっていうか手をつけておけばよかったなというふうに思わないわけではないです。ただ、私は基本的に、スピード感をもって行政を進めなければならないということは申し上げてきましたし、その考え方は今も何ら変わることはないです。ただ、この木道プロムナードっていうのは、2億円も想定されるわけですから、ある種、ハード事業

っていうふうに普通は考えると思うんです。だけど実際は、やろうとしていることってというのは、ハード事業かソフト事業かって言われると、むしろソフト事業に近い話なんですよ。ですから、今、議員からも言われた、木で発展してきた町がやるんだから、その再生木材だなんていう本物でないやつじゃなくて、本物の木でやったらいいんじゃないかって、それは基本的に私も全く想いは同じです。ただ、議員もご承知のように、少なくとも雨ざらしの状態でも月日経っていくわけですから変色していくっていうか変質していきます。その時に、将来にわたってどうなのかって心配します。

先程、ゆうゆの時にも申し上げましたけれども、置戸に住んでいる人達が、皆がいいじゃないかと。変質したって腐ったっていいじゃないかと。本物使ってやった方がいいじゃないかっていう、そういう大きな声ってものをいただいたら、私はやることはやぶさかでないと思います。だけど、5年なり、7年なり、10年経ってきたら、やっぱり間違いなく敷いた時の木材というか、木の何ともいえないものっていうのが変質してくるっていうのが避けられないと思うんです。当然ながら腐ったりもしてきますから、その時に、それじゃあその後どうするのかっていう問題が当然課題として出てくると思います。まさにこの辺は一つの正念場だと思います。この事業を進めるにあたって。

そして、周りも先程申し上げたような整備をしていくってというのは、私はまさにソフト事業そのものだというふうに思っているわけですし、それにはやはり町民の人達の、ある種、精神的に憩うことができるようなエリアだということに考えていく必要があるんだと思うんです。そのことが結果として、図書館や公民館や、そしてクラフトセンターの方にも繋がっていくようなものでないと駄目だと思っているんですよ。ですから、そういう意味では時間を十分かけて、皆が納得できるようなところでスタートさせるべきものだろうなというふうに思っているわけでありまして。町民の人達にもいろいろそうした想いっていうか考え方を説明していかなければならないというふうに思ってますが、ぜひ皆さん方も、議員の皆さん方もいろんな考え方、意見あって当たり前ですけども、私どもが考えているあそこの木道プロムナード構想ってというのは、そういうものなんだということを多くの町民の人達に皆さん方の方からお話していただければありがたいなと、そんなふうに思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、本物の木でつくった方がいいんじゃないかというようなことを言いました。再生木材の試験施工の結果もアンケートも出たということですけども、ここでちょっとお伺いしたいんですけども、町長すぐ答弁できないかも知れませんが、この試験施工した結果と言いますか、何種類かの色違いを並べて、溝切ってある部材を並べて、そういうような試験施工しましたけれども、科学的なデータといいますか、例えば、一冬おいた後に、どれほど膨張したとか、どれほど変色があったとか、あるいは、どういった傷が付いたとか、そういうものが出てきたゆえに、本物の無垢の木でやるよりは、将来的に経費がかからないぞというようなことが答えとして出ているのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 色の関係について、こげ茶、ベージュ、グレー、混合と4つ並べたと思います。54の方が回答してくれているんですが、こげ茶色がいいんじゃないかという人が26人です。ベージュが13人。グレーが7人。混合が8人というようになっております。素材について、いわゆる

再生木材の素材ですけれども、素材について良いという人が23人。普通という人も23人です。悪いという人が14人。合計で60人の方が回答していただいています。歩き心地というのは、良いが21人。普通が32人。悪いというのが16人。そういうような中身になっております。

それから、施工方法の関係についてであります。4種類あります。一つは、路盤を入れ替えて、コンクリートの枕木、それから2つ目は、路盤の入れ替えと現場打ちのコンクリートの基礎盤。それから3つ目は、路盤の入れ替えはなしと。路盤の入れ替えはしないんだけどコンクリートの枕木を使った時にどうか。4つ目が、これも路盤の入れ替えはしていないんだけど、現場打ちのコンクリートの基礎盤でどうだったかという、この4種類について施工をやりました。

その4種類における凍結の数値、変化でありますけれども、最小というか全然変化ないというのはゼロということになるんですが、全くゼロだったというのが、2番目の路盤の入れ替えをやって、現場打ちのコンクリート、これがゼロであります。それと、最大10ミリですから1センチということですね。1センチ動いたという部分でいくと、これが③の路盤の入れ替えをしないでコンクリートの枕木で、基礎盤についてはコンクリートの枕木を使ったと。この時の部分での動きというか差というのが10ミリということになります。①と最初の部分と最後の部分の①と④のことについていえば、限りなくゼロに近いというのか、10ミリとゼロとの間だということ、ご理解いただければというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、結果というか教えていただいたんですが、施工方法による路盤の上下あるいは動きだとか、素材に対してのアンケートの結果というのは、ある程度いろんな技術が今ありますので、上に何をのせていようが何しようが凍結によって起こる変化、移動っていうのは、同じ結果になるんだと思うんですが、そうではなくて、再生木材自体の変化といいますか、色の変化ですとか、一冬置いた時の。それは技術的にどういうふうに捉えているのか。例えば、1年じゃなくて5年あるいは6年経った時、想定した時にどうなるのか。無垢の木でつくった時とどれほどの差が出てくるのか、その辺りは把握できていませんか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 札幌の星置公園というのかな、そこでこの再生木材を使って公園にいろいろ使っているんですね。そこは、かなり前から使っているようなんですが、色の変化っていうのは特段ないようですね。置戸においての、先程申し上げたような、2月でしたでしょうか、期間としては非常に短いので本当にどうなのかっていう、1年を通してやったわけではないので、確定的な話はなかなかできないんですけれども、そういう中にはありますけれども、天候だとか気温なんかによつての影響というのは、これはほとんどないようであります。

従いまして、この積雪あるいは除雪直後での歩行性っていうのかな、歩くにあたってどうなのかっていう部分についても、そう大差ないというか、そういうような結果というか、そういうふうに出ているわけであります。ですから、この再生木材という部分での、そう問題ではないんだろうと。ただ、それ自体が本物かどうかっていう部分での違いは、もちろんありますけれども、特にそれを使つての問題があるという部分については、ないのかなというふうに今までの試験施工をやった結果としてそういう判断をしているわけであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 星置公園、札幌だと思いますけれども、その事例が出てきました。再生木材を使うにあたって、住民説明会の中で、北海道内で何箇所か使われていると。それには、花壇回りだとかベンチだとか、そういった部分に使われているけれども、実質、路盤として施工しているところはないんだというようなことでした。

それで、実質、一冬越した時に、除雪だとか凍結の問題だとか、路盤として使用した時に、どういう状況になるか分からないので試験施工したいと。その時に、もう予算の時にも言いましたけれども、試験施工するのであれば、普通はメーカーが費用を出してやるでしょうと。それを実施母体の置戸町が自腹で試験施工をやるなんていうのはおかしいでしょうというようなことも言いました。それでも試験をして将来のことを見越してということをやったわけですが、今の答えを聞くと、星置の結果として、冬を越してもそれほど色の変化だとか何だとかないと、そういうような答えなんですけど、もう少し1年間、270万円かけて試験施工やったんですよ。科学的なデータですとか、そういった数字が出てくれば、最低でも5年間はこのままメンテナンスしなくても使用できるだとか、技術屋さんの担当になるのかも知れませんが、その辺りの確信というか、そういうものが持てないんでしょうか。

でなければ、無垢の木の方が昨年といいますか、昨年度の末に森林工芸館前の玄関回り、無垢の木で木タイルで玄関補修しました。その施工業者さんに聞くと、最低でも10年以上は持つと。それで持たなかったら、自腹でもいいから木タイル交換するぐらいのことまで言っていました。そういったことを考えると、本当にどうなのか。科学的なデータというか、その辺、仮に温度が何度下がった時に、再生木材が何ミリ膨れるだとか、例えば、重機をのつけた時に歪むだとか、そういったことぐらいは数字的には出ていないんでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 実際には、例えば、荷重がどれぐらいかけた時にどういう状況なのかっていうところまでの試験はやっていません。ただ、どれぐらい持つかという部分については、少なくとも10年以上は持つんでないかというのが、この再生木材に対する私共の判断です。しかし、本物の材ということになりますと、先程も申し上げましたように、年間通して雨や雪にあたるような状態がありますから、どれぐらい木材の場合においてもつのかというふうなことになりますと、これ非常に難しいところだと思います。どれぐらい利用するというか、そこをどういう形で歩いているのか、利用しているのかっていうことでも違ってくるでしょうし、いろんな条件によって変わってくるんだろうと思います。しかし、今の判断としては間違いなく、間違いなくというか、本物の木材よりは再生木材の方が期間的には長持ちするんだろうというのが私共の判断です。しかしという部分でいうと、先程申し上げた観点からの議論になるんだろうと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 部材の強度ですとか、施工方法によってもいろいろ強度的な部分は変わってくるというふうにも思います。先程、町長予算を付けたから、それをすぐに執行しなければならないというような、そういう考えではないし、あくまでもソフト事業として町民の皆さんに納得をいただいた上で進めていくというような答弁だったというふうに理解していますので、その無垢の木を使うのかどうかも含めて、もう少し町民の皆さんの意見を聞いて進めていきたいというようなこ

とでもあるというふうに理解しました。町長それでよろしいでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 木を使うのか、それとも再生木材を使うのかについて、いわゆるどれぐらいもつのかについて、その問題と、それから材料費というか、これがどれぐらいの開きがあるのか、この辺は十分議論する必要があるんだろうと思います。これは数字で出てきますから、だから判断としてはそう難しくないと思うんです。ただ私は、この開きは結構あるだろうなと思ってます。この辺を本当に呑み込めるんだとすれば、あるいは許される期間、本物の木材でももつんだっていうものがあるとすれば、それはやっぱり木の町置戸でありますから、ですから本物の木材を使うということはやぶさかでないと思うんです。その辺のこと含めての議論が十分必要であろうというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 この銀河線跡地利用っていうのは、今質問いたしました木道プロムナードに終わることなく、後は森林工芸館の上手あるいは森林工芸館周り、営林署までの区間ですね、そういった部分もそれこそ仮称ですけども、クラフトパーク構想というようなことでパースも出来上がってます。この木道プロムナードが進まないことには、そっちを見据えたクラフトパークの方も進んでいかないのかなというふうにも思います。

あと小学校横手の鉄道を残してある部分もこれからどうなるのか、はっきりしないというような状況です。平成18年に廃線して、先程も議員控室で皆と話していたのですが、その後に植えた桜はすっかり大きくなって、春になったら花を咲かせていると。時間が経てば経つほどそういうふうに自然のものは大きくなって行って、木道をつくる時に、あの木を結局は切らなくちゃならないのかなっていう、そんな危惧さえしてきます。そういう意味でいうと早くやれというふうになるのかも知れませんが、町長言われるように、本当に町民の皆さんが納得して理解して、出来上がった後に、本当に憩いの場としてつくって良かったねと言ってもらえるようなものにしっかり作り込んでいただきたいというふうに思います。そのことだけ申し上げて、僕の一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問をいたします。

昨年8月、死者、行方不明74人を出した広島県の土砂災害等、近年多発する事象を受け、本年3月、土砂災害防止法が改正をされました。置戸町も法改正に沿って、全10章からなる置戸町地域防災計画の全面改定がなされました。計画の中に示されております、土砂災害警戒区域等図、位置図、そして土砂災害危険箇所一覧図を見ますと、土砂災害警戒区域等で、主にバイパス下の西町から心河にかけて、この場所につきましては、災害防止の工事が継続的に実施をされているところでございます。

一方、土砂災害危険箇所一覧図で示されている土石流危険渓流は、バイパス上手に集中しています。等高線でも分かるように、非常に急傾斜でありまして大雨による土石流も懸念をされるところでございます。このところの異常気象は、どこにどのように大量の豪雨を降らせるか予測のできないところでもあります。接続する民有林の伐採が昨年より行われ、広大な面積が皆伐されております。大雨が降るとたちまち国道は流され、市街地域にも大きな被害が予想されます。町は、どのように対応されるのか、また、その対策にどのようなものがあるのか伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町地域防災計画と土砂災害防止の取り組みについてということでのご質問かと思えます。ご承知のように置戸町の地域防災計画につきましては、災害対策基本法あるいは土砂災害防止法の改正というものを受けまして、昨年度、全面的な見直しを行ったところであります。特に、土砂災害防止法につきましては、昨年度発生しました、議員からお話が色々ありましたけれども、広島県での土砂災害を契機に大きく改正されまして、都道府県に対して土砂災害危険箇所の早急な基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定に向けた調査ということですが、この基礎調査の実施を促し、調査結果の公表が義務付けということになりました。

そこで、オホーツク管内の現状であります、危険箇所1, 100箇所のうち約1, 000箇所が基礎調査未実施、まだ実施をしていないというものでありまして、土砂災害警戒区域の指定も、43箇所に留まってるということでもあります。また、置戸町も34箇所の危険箇所のうち4箇所で調査を終えています、指定は1箇所ということになっております。全国的にも同様の状況下にあることから今回の法改正に合わせて、今後5年以内に全ての都道府県で、この基礎調査を完了させるという目標が設定をされたところであります。

そこで、ご質問の民有林の伐採に伴う対応であります、今回の伐採は、民間事業者が森林経営計画に基づき、適法な手続きにより行われています。平成25年に14.92ヘクタール、そして本年、4月から5月にかけて15.44ヘクタールの皆伐が行われたわけですが、平成25年の伐採跡地では、伐採は14.92ヘクタール伐採したんでありますが、この跡地では、すでに植林が実施されております。また、本年の伐採跡地15.44ヘクタールであります、この跡地についても、来年度から植林が予定されております。なお、これらの伐採地については、同一の林班内、73林班ということですが、同一林班内で面積が20ヘクタールを超え大規模ということになることから、事業者と関係機関と協議を行った上で、5.68ヘクタールの保残帯といたしましうか、残したということですが、この5.68ヘクタール保残帯を設置して伐採したというふうに聞いております。

しかし、議員の方からご指摘の通り、本年度の伐採地の一部は、土石流危険溪流、中央の沢側とこういつてるんですが、この危険溪流とされておまして、現在、北海道において土砂災害警戒区域等の指定作業を進めている場所でもあります。伐採後は、すぐに植林を行っても成長するまでの、この一定期間は土砂災害に対する警戒ということが必要になってくるであろうというふうに考えております。

現状において、民間事業者に対して法的な規制ということはできませんけれども、土石流の発生が懸念される場所での伐採については、この伐採の規模あるいは方法、そして伐採後の植林に十分に配慮をしていただくことまた、保安林の指定についても検討していただくことなど、この防災の視点からも経営にあたっていただくように、意識の啓発といたしましうか、そんなことも合わせて進めたいというふうに思います。更には、置戸町内における、この警戒区域等の指定ということについても急がねばなりませんし、危険区域内の住民に対する啓発活動あるいは非常時に備えた避難体制の整備等、防災体制の強化にも努めていかなければならないというふうに考えておりますので、そうした意味でのご理解もいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 今、町長から回答がございましたけれどもあの大規模な伐採につきましては、多くの町民が広島被害を口にし、少なからず心配をしていますから、安全なのであれば、そのように町長の口から町民にお伝えをいただきたいと、このように思いますし、仮に植林がされたとしても、先程申されたように、その木が林になり、森になるには数十年の時間を必要とするわけがあります。その間、大雨が降る度に心配な生活をさせるのは如何なものかと、このように思っています。第5次の置戸町総合計画の後期計画が策定をされ、その基本計画に安心して健やかに暮らせる町とうたっています。安心安全のまちづくりが基本中の基本だと、このように思っています。そうした箇所の伐採にあたって、森林の所有者、または事業者と行政の連絡、または調整があるのか、伺います。

また、町内の多くの地域で伐採が行われており、全てが植林がされているとは思えません。苗木の不足が主な原因だと、このように聞いておりますけれども、植えた時期が同じであれば、同じ時期に伐期を迎えることになるのは、誰でもわかることとございます。国あるいは地方、町も含めてでございますけれども、林業政策に全く計画性がなかったことを改めて証明する結果になったのではないかと、このように思っています。伐採箇所の植林についても、先程申した溪流ばかりじゃなくて、町全体の部分についても町長の考えがあればお伺いをしたいとこのように思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 国有林、道有林、町有林、民有林も含めてであります。民有林の方は中々難しいところがありますけれども、決して無計画にというか計画無しにですね、進めてきたということではないというふうに思っています。

ただですね、今、多くの森林が伐採の時期を迎えているということはいえらと思います。当然ながら、この施業計画だとか経営計画に基づいて、切っているわけでありますが、やはり、これは申し上げるまでもないんですが、やはり、その循環型のものでないといけないというのが当然のこととしてあると思います。伐期が来たら、やはり木を切って、きちっと植林をして後継木としての森林整備にあたっていくというのが当然のことだと思います。そこには、当然ながら苗木の対応の問題だとか、いろんな課題はもちろんあります。ありますけれども、やはり切ったら植えるんだってことだけは、これはもう議論の余地がないというふうにしたほうが良いと思います。ただ、場所によっては、先程も申し上げましたけれども、残さなければならないという部分もありますし、と同時に、やはり警戒区域との指定というものをきちっと急いでやらせなければいけないというふうに思います。

置戸の場合もですね、昔は、昔といった方が良いと思います。相当前ですから。こちら側の山を、こう見た時にどうも土砂崩れの心配しなきゃならん、がけ崩れの心配しなきゃならないんでないかという目視の部分であったと思います。そこをそういうふうにして、北海道の方に上申しておかないと、何か事業をやる時に、中々採択してもらえないぞという時期が実はありました。それで、私の記憶でいくと、数箇所だったと思いますけれども上げてったっていう経緯があります。その部分は実は、まだほんの走りですけども、指定されたってところでもあります。しかし、時代と共に先程議員からもご紹介ありましたけれども、他の都道府県なんかにも、こういうような実態といたしましうか、災害おきている実態のお話もありましたけれども、やはり、この置戸の町においても、それから

今までそんなに心配していなかったんだけど、現実の問題としては心配をしなければならないというような気象の変化といいたいでしょうか、そんなことも含めて、まずはやはり危険箇所としての、危険区域としての指定というものを、まず急がなければならないなというふうに思ってますのと、合わせて先程から申し上げておりますように、切ったら必ず植えるんだというような指導もこれから積極的にしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 ぜび町長の口から、先程申し上げましたように、今の段階で危険じゃないよっていうのであれば、そのことを町民に何らかの形でお話をいただきたいなと、このように思います。それぞれ十分に対応していただいているんだなと、このように思います。100年を迎えた置戸町が今後100年を見据えて、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりに、ぜひ意を用いていただきますよう切願し私の質問を終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第 9 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第9 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの7件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 議案第36号の資料ですけど、第1条置戸町税条例の一部を改正する条例関係の資料を渡されております。その中で、所得割の課税標準、条例第33号の解説の中で、キャピタルゲインに対する非課税国に出国した場合については、国税の方については所得税を回避するが、個人住民税については所得割を算入しないという規定を追加ということで載っているんですけど、具体的にどういいますか、所得税と住民税に対する所得割の課税に算入しないという理由というか、具体的にあれば説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 個人住民税の課税標準は、所得税法の例によるという規定がございます。この規定を設けないと、住民税においても所得税のとおり所得割を計算しなければいけないということになりますので、今回のキャピタルゲインの関係の所得税による取り扱い、住民税においてはしないという規定を設けなければならないことなので、その規定を新たに設けたわけがございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 その規定でいくと、逆に個人住民税も所得割については算入すべきでないかという、そういう判断なんですけど、それについては今回切り離して、この規定は追加しないという改正ですよ、今回ね。その所得税に対する考え方と住民税に対する考え方を切り離した、根底にある理由は何なのかということを実は聞いたわけですね。これについては、非課税国に出国後ということになっているので、いずれにしろ出国後ということは、逆に基準日現在に住民地に居住していないということが発生するから所得割に算入しないのかという、そういう考え方もよぎったんですけど、そういうことも含めて、切り離すということの根底に何があるのかということを質問したわけです。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議員のおっしゃるとおり、町民税の課税になる基準日は、その年の1月1日に居住しているものという規定がございますので、その関係と今回の所得税の改正と整合性が保てないということで、もう少し国の方でこの部分の課税について検討を加えるということで、今回除外するという規定が設けられたようです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費、3項戸籍住民登録費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 戸籍住民登録に要する経費、マイナンバーに向けてのということの費用ですけれども、これ歳入で全部国の方から入ってくるということで、来年に向けて準備を進めているということでしょうけれども、最近、年金の番号が漏えいしたとかってというような、いろんな事件が起きてい

ます。導入した場合に、例えばですね、置戸町の職員が原因で漏えいしてしまったと。それによる職員に対しての、例えば、裁判ですとかそういったことが起きた場合のペナルティというのは、国の方にあるのか。それとも、あくまでも担当課として置戸町の職員が負わなきゃいけないのか、その辺りまでしっかり国なり道なりと話込んでいるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 マイナンバー制度のこれからのスケジュールの中で、9月に条例改正も予定しております。岩藤議員の言われた、職員の機密の部分についても今いろいろ情報を仕入れて、そういった部分は町の倫理規定とか懲戒規定等に含まれていくと思って進めております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 町の懲戒規定というものについて、それに即してということになるんでしょうけども、これ想定できないとか想像できないとか、預貯金まで全部分かってしまったとか、そういうようなことにも成り兼ねないようなマイナンバー制度で、国も思い切ったことをやるなどというように感じもするんですが、これが各市町村の担当職員の個人的な責任になって賠償請求されたとか、そんなことになると本当に情けないとか、恐ろしいことだなというふうに思いますので、これから順次これを進めるにあたっていろいろな国の方との折衝とか説明だとかってということあると思いますけども、その辺のセキュリティの問題だけしっかりしてほしいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 それも含めて十分取り扱いに気を付けていきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 老人福祉についてお伺いします。老人福祉事業支援に要する経費、150万円の追加でございます。これにつきましては、説明の中で認知症対応型共同生活介護安定化事業補助金ということで説明を受けました。介護報酬の引き下げによる利用者負担軽減のためとしていますけども、このことは事業者から申し出たものなのか。また、こうした補助金は、何処の市、または何処の町で行われているのか、調査をされたのかお伺いします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 老人福祉事業支援に要する経費でございます。これにつきましては、介護報酬が今回引き下げられたということで、事業者の方から私の方にご相談はございました。非常に運営の中で、介護報酬と施設の利用の中で事業を展開していきなかなきゃならないということで、非常に厳しいんだよというご相談を受けたわけでございます。いろいろ全国的に、それから道内の市町村の助成について調べて参りましたけれども、そういう施設の開設時の支援とかってということは情報的に

いろんなどころでございますけれども、こういうグループホーム、老人施設については、非常に私の方ではなかったわけですが、ただ、障がい者の自立支援があった時に、やはり旧制度から新しい制度に移行された時に、施設に対しての国の助成が作られたわけでございます。それらを参考に、町独自の支援ということで、今回、介護報酬の基本分でございます、このグループホームの引き下げられた部分についての助成ということで、今回お願いをしたわけでございます。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 利用者の方からということでありませうけれども、利用者じゃなくて事業者じゃないですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 事業者と言いました。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 この組織は営利を目的とした1個の事業体であるということは、以前から申し上げているところでございますけれども、他業種企業と何ら変わるものではないと。ここだけに特別な支援をすることとすれば、ちょっと如何なものかなと思いますし、これまでこうした補助金が議会に提出をされる前に議員協議会の中で説明をされた、こうした経緯がございました。このことについて伺いをするものであります。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 この事業については、ご存知のとおり、地域型、いわゆる町内の方々への認知症の対応型の共同生活介護グループホームということで事業を展開をされてございます。組織的には株式会社でございますけれども、置戸町内の町民のそういう認知症に対応した施設ということで、そちらの方とは区分した中で支援が必要じゃないかということでございます。

今回、当初の予算の中においては、利用者の軽減ということで新しく支援の方をお願いして予算の議決を頂いてございますけれども、今までは固定資産相当分ということで助成をして参りました。しかしながら、27年度から介護保険制度が改正されまして、年度明けてからこういう介護報酬の大幅な引き上げの内容がこちら側に下りてきたと。最終的には、3月の下旬にはっきりした最終的な中身が下りてきたということで非常に時間的なものもなくて、どの程度減額になるのかと幅が分からなかったわけでございます。

こういう形の中でこの制度を考えた時に、今、阿部議員からお話ありましたとおり、事前に協議会の議員の皆さんの事前のお話をすべきということではありますけれども、やはり時間的な余裕がなかった分含めて、本会議の方に直接提案をさせて頂いたということで、その辺ご理解を頂ければなというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 関連して、今回の介護報酬の引き下げによって、置戸町の社会福祉協議会での影響というのが分かれば教えてください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今、指定管理ということでお願いしております、老人施設、いわゆる特

用の分、それから特定生活介護、養護の方でやってございますけども、それから、ショート介護報酬の分試算をしたところ、基本分と加算分を合わせての試算でございます。内容については、26年度の実績でどうなのか試算をしたところ、大まかな試算でございますけれども、今のところでは150万円程度の減額になるんじゃないだろうかということで試算をしております。

これは既に、社会福祉協議会、予算の方頂いてございますけども、歳出の方で処遇改善とかいろんなところで予算を計上して、そちらに取り組んでございますので、その分を加味した中で全体で、今のところ26年の実績と比較しますと、150万円程度の減額というふうに試算をしているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

4款衛生費、1項保険衛生費。6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、4項住宅費。9款消防費。続きまして、12ページ、13ページ。10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 6款の農林水産業費の畜産業費の補助金に関連する質問でございます。この補助金については、新築業者とそれに付随する諸々の設備費ということで、国の補助を受けて、つつつといきますか、道を経て町ということになってますけど、この中で資料の中で説明あったのは、事業実施主体として、置戸地区畜産クラスター協議会というのが立ち上がったということを知りました。

これは8団体で構成されていることなんですが、この中に牛舎の新築が入ってくるということなんですけど、いわゆる置戸地区畜産クラスター協議会が今後のこの協議会自体がどういった事業展開を考えられているのか、この中の一部に事業体の補助が入っているんですけど、全体として町の補助金をくぐらないで直接個人にそういった国からの補助が入るというようなことがあるということも聞きましたので、全体的にこのクラスター協議会の全体の事業の計画といたしますか、概要といたしますか、そういったことを今抑えている中でどういったことが考えられているのか教えて頂きたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 置戸地区畜産クラスター協議会の取り組み内容ということで、現在、置戸地区の畜産クラスター計画については、一つとしては先進技術の普及、それから自給飼料の増産、それから増額増産体制の確立、それから環境対策及び構築連携の推進と、この4つを大きな課題として取り組んでおります。今、議員からもあったように、この畜産クラスター事業、平成26年度、農水の補正予算からスタートした新規事業ということになっておりまして、今回、間接補助として中心となる経営体に補助金を送る、今回、補正させてもらいました畜産競争力強化対策整備事業、もう一つは、従来の畜産リース事業を畜産収益力強化緊急支援リース事業という形でございまして、この機械のリース事業につきましては、従来の3分の1補助から2分の1補助にかさ上げし、平成26年度補正で対応させてもらっています。これについては、申請団体や協議会ではなくて農協単位という形で、きたみらい農協が申請団体となって事業を実施しておりまして、平成26年度補正予算になっております。

そして、これの結果については、置戸町においては、14戸の酪農畜産農家が機械リース手上げしておりましたが、採択の結果としては、8戸の酪農農家にトラクター、それからパワーハロー等の付属機械、その他に、バルククーラーや自動中挽きというような形で生産基盤整備のプラスになる事業が行われているということでもあります。

話が前後して分かりづらい説明になっておりますが、置戸地区畜産クラスター協議会としましては、まず4つの目標に向かってであります。平成26年度補正の新規ということで、59の経営体の皆さんをクラスター協議会の参画者として、先に申したように、置戸町酪農振興会を中心に、町、農協、ヘルパー、乳検、共済組合、普及センターというような形で地域ぐるみで生産基盤の整備をとおして確立する中から、酪農畜産の収益力の向上を目指して参りたいというふうに思っています。ただ、新規事業ということもあって、国の補正予算対応もあって、経営体の皆さんへの聞き取り調査等も非常に厳しい日程の中でやって参りました。28年度に向けての取り組みにつきましては、経営体の皆さんとの聞き取り調査等を十分にしながら、酪農畜産の収益力向上に向けて協議会として進めて参りたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。14時50分から再開します。

休憩 14時28分

再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。事項別明細書、4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第40号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。2ページ、3ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款繰入金、1項他会計繰入金。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の2ページ。第2表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○佐藤議長 議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのままお待ちください。

休憩	14時54分
再開	15時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号から議案第42号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 私も3月まで消防の議員やりましたので聞けなかったのですが、今回、新しい消防の庁舎のことについて伺いたいのですが、1市2町の本署の機能分の負担の分、ここでそれぞれの負担額の中から減額をして、その分を本署機能の方の負担額に充てるということになったというふうに思いますけども、当初、今の消防庁舎の当初の事業計画が立ち上がった時には21億円程度の事業費だったのですが、今回、私が辞める時は24億円ぐらいだったのですが、更に事業費が膨らんで30億円になっているわけなんですけど、その内の本署の部分というのは、あそこは3つに分かれているんですけど、本署と北見消防署と、それから、分団の詰所もあそこに合わせてつくると。それを合わせて30億円というふうになったわけなんですけど、大よそ本署にあたる部分の事業費というのは、どの程度なのか教えていただきたいのですが、分かる範囲でお願いします。

○佐藤議長 ただいまの発言は、質疑の範囲を超えていると思いますが。

3番。

○3番 高谷議員 失礼しました。従来、3,000万円が置戸の大体負担になったというふうに思うんです。全体の事業費の中の5%、約3,000万円ぐらいが置戸の負担分だったというふうに思うんですが、それが更に500万円ぐらい増えたという部分をここで減額して、いわゆる2町の訓子府と置戸分の負担を軽減したわけですね。そこで聞いたわけなんですけども、後日分かる範囲であれば教えて頂きたいと思います。ここで分からなければよろしいです。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 後程、資料の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願い致します。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 議案第37号の国民健康保険税、今回限度額が改正されるわけですが、基礎税額が51万円から52万円と。そして、後期高齢の部分が16万円から17万円。そして、介護が14万円から16万円ということで、合わせますと81万円から85万円に最高限度額が上がるわけですね。基本的には条例改正ということで、改正の部分について云々言うわけではないんですけど、これを85万円の限度額を年6期に分けて今税金を納入しているわけなんですけど、6期で割り返しても1期あたりの負担というのは相当な額になるんでないかと思うわけです。

いずれにしろ12月まで現年分については完納させるという、そういう方針で税金については納入していただいているわけなんですけど、これだけの1期あたりの課税額が、負担というのは相当な額になると思うんですね。今すぐということにはなかなかならないと思うんですけど、今後においても12月までの納期を一定程度、他の町でやっているところもあるんですけど、1月、2月、3月まで延ばすとか、ある程度1期あたりの負担額を軽減させるための措置というのを検討する時期にきているんでないかと思うんですけど、その辺のことをどのように考えるか、もしそれについての考え方があったら述べていただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 ただいまの国民健康保険税の普通徴収の納期の部分についてのご質問だったと思

います。現在、国民健康保険の普通徴収の期別は6回でございます。それと、特別徴収保険料、年金から天引きをしてございます部分も年6回偶数月で徴収しております。内部でもいろいろ納期の部分について検討はしております。ただ、特別徴収と普通徴収との回数との整合性。それと、他税目です。固定資産税ですとか町道民税ですとかそういった部分の調整も検討していかなくやならないですし、実は、平成30年度から国民健康保険の運営主体が道と市町村ということで、共同運営になります。その部分について、要は、保険料の徴収業務は引き続き町村に残るんですが、どのような徴収スタイルになるのかまだ見えてきていません。そういった部分で合わせて近隣町村の状況も見ながらこの問題進めていきたいと考えていますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 議案第41号なんですが、簡易水道特別会計補正予算です。3,000万円の追加ということで、この説明もう一度お願いしたいんですが。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 3,000万円は、まるまる工事請負費の増額です。工事の内容につきましては、水道管でいけば1,500メートルの埋設を考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 その1,500メートルの埋設というのが、どの部分になってどういう工事になるのかということをお伺いします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 平成27年度ですけれども、工事を4工区考えておりまして、1工区目が中里・安住、2工区目が国道の拓殖橋、町道入ってきまして林友・拓友橋、3工区目がチェーン着脱場迎えにポンプ室をつくりまして、北光の稲葉さんの上にある配水池までの管路が3工区。残りが、そこから倉本さんのところにある、愛の沢の配水池までの管路を4工区と考えております。ですから、1,500メートルにつきましては、倉本さんから秋田に向かって1,500メートルぐらいを今のところ考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 場所とか工区、工事の内容は分かりました。現時点での簡易水道の再編に関わる総事業費、大体想定される金額どれぐらいですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 総額につきましては、今のところ30億円を見込んでおります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第36号から議案第42号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの7件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第36号から議案第38号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第38号置戸町介護保険条例の一部を改正する条例までの3件については、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括して採決します。

議案第39号から議案第41号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第41号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの3件については、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

議案第42号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第3号 安全保障法制の慎重審議を求める
要望意見書から

◎日程第12 意見書案第5号 雇用の安定を求める要望意見書
で

————— 3件 一括議題 —————

- 佐藤議長 日程第10 意見書案第3号 安全保障法制の慎重審議を求める要望意見書から日程第12 意見書案第5号 雇用の安定を求める要望意見書までの3件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第3号から意見書案第5号までの3件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第3号から意見書案第5号までの3件については、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、意見書案第3号から意見書案第5号までの3件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第3号から意見書案第5号までの3件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号 安全保障法制の慎重審議を求める要望意見書から意見書案第5号 雇用の安定を求める要望意見書までの3件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第3号から意見書案第5号までの3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 安全保障法制の慎重審議を求める要望意見書から意見書案第5号 雇用の安定を求める要望意見書までの3件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

- 佐藤議長 次に、日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 15時16分